

平成29年（2017年）6月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成29年6月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年6月13日（火）

応招議員

1番	大西瑞香	2番	原 隆伸
3番	奥村 仁	4番	樋口泰生
5番	太田哲生	6番	瀧本 攻
7番	近澤チヅル	8番	入江康仁
9番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	上野隆志	海山総合支所長	玉津裕一
学校教育課長	宮本忠宜	生涯学習課長	井土 誠

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8番 入江康仁 9番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津充議長

皆さん、おはようございます。
定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。
なお、村島教育長が所用で欠席との報告を受けております。

玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。
朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。
まずは、ご報告申し上げます。
本定例会において、6人の議員から一般質問の通告書が提出されました。一般質問について、日程は3日間を予定しておりましたが、本日は4人、14日の本会議で2人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。
なお、会議の終了時間であり、午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることにしますので、ご了承ください。
それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

玉津充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、
8番 入江 康仁君と
9番 家崎 仁行君
のご両名を指名します。

日程第2

玉津充議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る6月6日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は4人とします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することとします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることとしますので、基本的には町長から答弁していただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

それでは、4番 樋口泰生君の発言を許します。

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

皆さん、おはようございます。1番バッターで、できればクリーンヒットを打ちたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

通告のとおり議長の許可を得まして、平成29年6月議会一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1項目、小項目5つを考えております。

1つ目、1つ目といいますか、紀北町第2次総合計画、第3部、前期基本計画、第5節、ともに担う参画と協働のまちについてであります。これは先ほど申し上げましたように、5つございまして、まず1つ目、協働のまちづくり。2つ目、コミュニティ活動。3. 人権・男女共同参画。4. 交流、定住・移住。5. 行財政経営であります。

この5項目は、第2次総合計画の中で、住民との協働を強く訴えている部分なので、町

民の皆様にも理解を深めていただく必要を感じ、質問をさせていただきます。明確な答弁により町民の皆様にご理解をいただけることを期待し、また項目がたくさんありますので再質問はないように、詳しい答弁をいただければ幸いです。

では、質問に入らせていただきます。

なお、5項目、1つずつお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず1つ目、協働のまちづくりであります。この項目の文章の中に、行政の課題及び施策というのがありまして、現状と課題の項目に、こう書かれております。今後も高度化・多様化する行政課題に対応していくため、住民による主体的な活動と、行政のわかりやすい情報提供を通じて、住民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進める必要があります。

また、これらの実現に向けて、自治体職員がより一層の意識改革を行い、住民目線での協働を行っていく必要があります。とあります。

この課題を解決すべく主要施策が4つ提示されており、その中の(1)の③協働のまちづくりに向けた職員の意識改革、この説明及び所見を伺います。

よろしく答弁をお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。今日より2日間の一般質問、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

今、樋口議員のほうからご質問いただきました、職員のですね、意識改革とか、そういった協働について、ご答弁をさせていただきます。

紀北町第2次総合計画の実施にあたりましては、本計画での記述のとおり、高度化、多様化する行政ニーズに対応していくため、さらには、自立したまちづくりを進めていくために、これまで以上に住民の皆様と行政との連携・協働を進めていく必要があると思っております。

協働のまちづくりに向けた職員の意識改革につきましては、紀北町人材育成基本計画に基づきまして、住民の視点で、住民ニーズを的確に把握し、住民とともに取り組むことを基本方針といたしまして、職員研修等を実施しているところでございます。

また、職員は自ら自治会や自主防災会、PTA等の活動や各種イベントへ積極的に参加

するなど、協働意識のきっかけづくりに努めているところでございます。

私自身、町長就任当初から、すべては住民目線で、すべては住民とともにを基本姿勢に、折りに触れて職員には、住民の皆様と連携・協働に努めて事にあたると伝えていたところでございます。今後もですね、先頭に立って職員の意識改革に努めてまいりたいと、そのように考えております。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

答弁ありがとうございます。あらかじめ答弁いただく内容は、認識していたと思いますが、この中でですね、具体的にはいろいろな自治会とか、イベント等への参加、それで町民の中へ入っていく職員の皆さんということで、ご説明いただきました。

特に、今回はですね、1項目からずっとありますが、特に防災の面に関して、お聞きしていきたいと、そういうふうにしておりまして、防災面でいきますと、自治会及び自主防災会、そういった組織への関わりを、危機管理課の皆さんが担当いただいて、突っ込んでですね、防災組織の啓発に関わっていただいております。

その中でですね、特に他の自治体でもよくあるんですが、職員の皆さんがですね、各地区、地域に入って行って、その情報を集めていく、それを具体的にマニュアル化しているものはですね、町長もよくご存知の、これですね、地域防災計画、この中のですね、第6節、第1項に、町の被害状況の収集という部分がありまして、この中に1番ですね、参集途上、登庁時、町職員の情報収集という部分がありまして、町職員は災害発生時並びに動員指令により非常参集する際、周囲の被災状況を把握し、職員災害行動マニュアル「登庁時の被害状況の観察結果」を町災害対策本部事務局に対し報告するものとします。と書いてあります。

こういったマニュアル規程がありますので、こういった観点からですね、1つご提案といたしますか、今まで自主防災会、海山地区・紀伊長島地区ありますけど、特に私、紀伊長島なので、紀伊長島地区におかれましてはですね、職員さん二百数十名いらっしゃると思いますが、各地区に点在してですね、お住まいのことと思うんです。

その方々がですね、明らかに各地区の自主防災の皆さんと連携をとるためにですね、なんていいましょうか、私がこの地区の自主防災担当ですよということでですね、危機管理課の皆さんだけに頼るのではなく、全職員の皆さんでですね、各地区を担当するというか、

地元の地区を担当してですね、隔々まで目をいたらせると、そういったことに関してのご提案なんですが、それに関して町長はどういうふうにお考えでしょうか、答弁よろしくお願ひします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に情報等を役場へあげるといふこと、これはですね、役場にいない時は、住民の皆さんと一緒に避難するといふことで、地域に入る、もうその場で避難するといふことなんで、そういう大規模災害があつた時にですね、もちろん突発的な大規模災害なんですけど、そういう時にはきっちりとそこで避難をしながら、周囲の状況等をですね、整えながらいかなければいけないといふことでございます。

そして、役場の職員もですね、自主防災会にいろいろな形で、地域という形では入っております。ただ、大規模災害の発災時はですね、ただちに役場のほうへ、一定の役割をして戻っていただいて、役場で今度は行政として、どう対応しなければいけないといふことで、全ての本当に人がですね、集まっていたとしても、人が足りないような状態になります。

ですから、自主防災活動とやっぱり職員が、行政職員としてですね、町全体を復旧とか、そういった災害対応にあたらなければいけないんで、やっぱり自主防災会は自主防災会の役割、職員は職員としての役割をですね、しっかり担っていただきたい。ただですね、その過程の中で、やはり普段の訓練とかですね、そういったものには、自主防災会のほうへしっかり出ていただいて、それで自主防災会と連携をとり、自主防災会の内容も把握しておく必要があると思ひますので、議員おっしゃるように、その自主防災会の中へ、十分入つて、そういう情報もすぐとれるような状況にしたのちに、役場へ参集して、役場職員としての業務にあたってもらふ。その方法ではないかと思ひます。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

このご提案をしたのもですね、他の地域、いわゆる実際に熊本の災害とかですね、東日本大震災の時でも、あとで言われたことなんですけど、いわゆる行政職員の皆さんが、特に消防の方なんかは、大変なことになってですね、命を落とされたといふのもあると思ひ

のですが、どっちかというところ、この今のお話というのは、災害、被災して、発災後ですね、その後の臨機応変の対応というところだと思うんです。

それですね、特に自主防災会への防災訓練の時はですね、だいたいその地区の係といえますか、近所にみえる職員さんが付いてみえるのは、よく存じあげとるんですけど、それを明らかに自主防災会の皆さんに明示していただくといえますかね、そういう意味合いで申し上げとるんです。

というのは、なんでかというところ、自主防災会のメンバー、各地区の会長さんがですね、毎年代わるとかですね、コロコロ代わりましてですね、自主防災会の会議に行きましても、はじめましての質問というのも含めてですね、それとかそういったことが増えていくと、行政の要望ばかりな形になってしまう嫌いがあるもんですから、誰に聞けば、細かいことも含めてですね、地域の誰が担当かというのがわかれば、その方にいわゆる危機管理課にわざわざ聞かなくてもですね、その地域の方に聞いていただくと。

発災後はですね、安否情報とか、そういったものは、いわゆる発災後の登庁する前にわかっていると、大変なことになると思いますので、それは実際に助けたりするのは、共助というか、各地区の方がやるというのは当たり前なんですけど、それでは手に負えないような情報を早くあげるといふ意味合いも含めて、若干責任を持った部分、軽い責任でも結構なんですけど、そういうことは不可能なのかなと。

最初からそういった形で、案内していただくというか、そういうのは無理なんですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

情報等そういったものを、危機管理はしっかりしたものを持っております。ただ、担当課が違いますと、いろいろとその情報もですね、どこまで知っているかということもございませぬ。ただ、役場の職員であるということで、いろいろなことには情報等もですね、たくさん持っている部分はございませぬが、そういった部分ではですね、常日頃から自主防災会に入ってですね、職員も活動していただいておりますので、その中ではわかる範囲のことは、お伝えできるとは思います。

そういった意味で、ただ本当のシステム的なものはですね、やっぱり全ての職員がという、本来そうなんだろうけど、まだ、そういう状況でもございませぬので、やっぱり普

段のことは、やっぱり危機管理で聞いていただけるのが、一番正確かなと思います。

それともう1点、会長さんが代わったり、役員さんが代わって、また1からのような質問をされるというような趣旨のご質問もございました。これはですね、それは私も、主となる方がずっとおられるのも大事なのですが、役員を持っていただくことで、この危機管理、自助、共助についてですね、意識がその地域で幅広く広がるという意味では、役員なんかが変わっていくということですね、また1からの質問になっても、結構だと思いますんで、そういった意味で、1からの質問ということは、今までならってきた、情報としてあったことが0に近いんで、そういう方が多く役員も代わりながら、地域の方みんながですね、情報共有やそういうお勉強をしていただくということはね、大変重要ではないかなと思っておりますが、やっぱり主たる方は、やはりそれなりの責任を持って、いろいろな情報をとりながら、危機管理からも聞いていただいたりですね、しっかりとその地域のリーダーとして、活躍していただきたいなと思います。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

よくわかりました。1つ目の質問の中にですね、行政のわかりやすい情報提供というふうなものが、当然ありましてですね、つい最近、報道のほうでありました災害不明者の氏名公表、自治体の7割が基準なしとあります。当町ではどのような、いわゆる発災後のですね、行方不明者ですね、その方の名前を公表するというのを、基準がないという自治体が、いわゆる県とか等も含めての話なんですけど、当町ではどういうふうに、発災後のですね、公表を考えておるのか。

また、基準がどのようになっておるのか、答弁よろしくをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

不明者自体がですね、どの時点で不明者かということも、ちょっとわかりにくい部分もございます。それぞれの地区にいて、家に居て、発災するというのもございますけど、今の段階でですね、その不明者をどうするという計画はないですね。不明者の特定そのものが、今までのね、3.11でも難しい状態がありますよね。そういうのもありますので、今どうするかということについては、特にですね、特に決めていないそうです。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

こういった結果に対してですね、全国に向けて、大きい市とかですね、東京とか、高知とか、そういうところでアンケートをとられた結果が、インターネットにも載っているんですけど、その中でいきますと、77%の方がですね、公表してほしいというアンケート結果、80%のところの自治体もあります。そういった形が出ておりますので、それ全国にアンケートをかけたわけじゃないんですけど、そういった声がありますんで、いち早く安否情報の、どこでという区切りですね、区切りをつける日にちなのか、いわゆる基準がなければ、いつ公表するというのもわからないと思いますので、それだけちょっと最後に伺いたいのですが、この項目のですね。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

安否情報等はですね、3.11もそうだったんですけど、ボードなんかへ貼ってとかですね、いろいろネット上の安否確認のやつが、今ございます。そういったものはあるんですが、その不明者というのが、どの時点で不明者なのかということの判断が、難しい部分もございます。

だから、この人が不明者ですよということは、なかなか言えないと思いますが、安否情報はですね、しっかり把握して、今ここに居るよ、そういったことをですね、どうやって啓発していくかということは、今も国のほうのシステムもですね、そういったNTTなんかのシステムもございますので、そういうものを活用するのと、我々の町、総人口1万6,000人強ということもございますので、それこそ自助、共助のお力をいただきまして、地域からの報告をあげていただいたりしながら、それをどう発信していくかというのが、大事だと思っております。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

よくわかりました。できれば、基準のようなもの、完璧な基準じゃなくてもいいんですが、そういうものをですね、心構えとしてですね、つくっておいていただければ助かりま

す。

それでは、2つ目の項目、コミュニティ活動に入ります。

ここにはこう書かれておりまして、コミュニティ活動の活性化のための支援を進めるとともに、各地域における自治機能の向上を促進し、地域の身近な課題を解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。こう書かれておりまして、主要施策の(2)コミュニティ活動の活性化支援、①自主防災組織の育成や防犯・交通安全活動、見守り活動や支援活動などさまざまな支援の充実を図ります。

特に、先ほども防災と申し上げましたが、私、今回その防災に関して、協働の部分ですね、説明を続けさせていただきたいと思いますので、この点に関しての答弁をよろしくお願いたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして、コミュニティ活動の活性化支援ということでございます。それぞれ防犯活動ではですね、それぞれ防犯協会といろいろと連携をしながら、防犯パトロール、防犯診断、イベントでの警備の協力、交通安全活動という意味では、交通安全協会の皆さんとともに児童生徒への街頭指導や啓発、見守り活動では民生委員や配食サービス等の見守り、子育て支援活動では、乳幼児の親子サークルへの活動支援、こういったことをですね、それぞれの協会や団体と協働で行っているところでございます。

特に、自主防災組織につきましては、地域住民の協力・連携して災害から、自分たちの町は自分たちで守るために活動することを目的に結成していただいております。紀北町では46の自主防災会が組織され、町内全域をカバーしているところでございます。

自主防災会の皆様には、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全確認や住民への防災意識の普及・啓発・防災訓練の実施など、災害に対する備えを行っていただいております。災害が発生した際には、消火活動、被災者の救助や情報の収集、避難所の運営といった非常に重要な役割を担っていただくこととなります。支援につきましては、自主防災会連絡協議会では意見交換や情報共有、研修などを行いつつ、また、毎年、地域防災支援活動として、自主防災会、三重大学、中部電力、町の4者の協力で、地域の防災力の向上を図る取り組みとして、タウンウォッチング、図上訓練、防災訓練などを行っているところでございます。また、自主防災倉庫の設置や避難テント

の配備、活動の補助なども行っているところでございます。

以上です。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございました。1つ目の防災無線との兼ね合いもありましてですね、再び自主防災組織の話なんです、各地区におかれましてはですね、現在、海山地区のほうの自主防災会の方は存じあげないんですが、女性リーダーの方がいらっしゃるのかという、いわゆる代表の方ですね、または、各組織において副会長さんが女性であるとかですね、または各地区の中の女性部というものはつくられているのか、その点に関して危機管理課なのか、まずはちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自主防災会におきましてはですね、リーダーというか、会長は女性の方にはございません。ただ、副会長につきましてはですね、ある地区では副会長を担っていただいている方もいらっしゃいます。そういった状況でございます。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

これも提案、提言でございますが、女性の方ですね、被災しましたら、大変ある意味、男性の方よりもですね、力になる方々がたくさんいらっしゃると思います。団結力も含めてですね、ましてや自炊とか、そういった面においては、男の男性陣よりもですね、ずっと力になるかと思えます。それに備えることも含めてですね、自主防災会への要望が危機管理課からは若干、弱いんじゃないかなと、そういう意味合いのことも感じるころがございます。是非ですね、組織としてやるのであれば、女性部の結成をですね、トップダウンではないですが、促していただくという方向でいくのは、いかがなものかと。それに対して町長のちょっとご所見をいただければ。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員がおっしゃるとおりでございます。そういったことですね、今、女性のそういった災害後の、特に2次避難所運営とかにつきましてはですね、磯和先生とかですね、阪本先生の講習もいただいて、多くの皆さんに参加していただいております。また、自主防災会の中で女性部というのは、あまり聞かないのですが、地域ということでございますので、地域によっては婦人会もございます。

そういった中で、そういった方たちがですね、活躍して、炊き出し訓練とか、そういったものもやっていただいております。ただ、議員がおっしゃるように、やはり女性の力というのは、特に2次避難所の中ではですね、大きなものになろうかと思っておりますので、もっともって参加していただいて、意識をあげていくことが大事ではないかと思っております。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

それも先ほどお見せしました。その中にもですね、2次避難の時のマニュアル化としてですね、自主防災会と職員さんの連携というのも書かれております。それと、3番目にあります男女共同参画ではないですが、女性の登用を含めることというのも、ここに書かれておりますので、この書類のとおりの動きをですね、できれば啓発いただければと思います。

それから、もう1つですね、1番目の行政のわかりやすい情報提供という意味合いから言いますと、1点だけですね、是非ここでご紹介いただきたいんですが、三重県ですね、防災施策のDONETですね、これについて、町のほうはどういうふうに認識していらっしゃるのか。また、広報をされるのか。また、進捗状況ですね、ご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

DONETのほうはね、私、町長になった頃だったですかね、尾鷲の開所式に伺わせていただいたような気もしております。今、現状はですね、三重県のほうが、DONETの運営に対して職員を研修に行かせております。29年、30年だったかな、の2カ年で職員研修をして、県の職員がDONETの組織をですね、しっかり回していくというようなことで、これは7市町が

人件費を拠出してですね、そういう研修に行っていたいておりますので、これもDONETは、地震の1時間ごとに、そういう情報も入るとか、詳しい話は間違っていたらごめんなさい。

そういう状況が、どんどん入ってきますんで、第1波ならず、2波、3波、4波とですね、そういった動きを十分把握できる、すてきな組織だと思っておりますし、もうサミットの時にですね、伊勢志摩のほうでは、もう活用されたとお伺いしておりますので、我々の町もですね、早くそれをやっていただければ、今後の津波予測等に十分役立つのではないかと考えております。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

どうもありがとうございます。

私の知り得ているのは、伊勢志摩のほうですね、ネットにも載っているのですが、平成28年5月19日、8時30分から供用開始ということですね、それから、遅れることといたしますか、今日、明日に来ることはないとは思いますが、急いでですね、この予知といたしますか、それをですね、住民の皆さんに知らせることによって、1人でも命をですね、助けられることを願っておりますので、町長のほうからですね、早くやってくれということで、同じ年度内でも早めにですね、これを運用開始できるように、お願いしていただきたいというのが、お願いでございます。よろしく申し上げます。

それに関して、ちょっと町長の頭では、何年の何月ぐらいには、というのも含めてですね、よろしく答弁をお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ2年後を目途にということで、県のほうは行っております。

なかなか多種多様なパターンをですね、いろいろ運営上でやっていかなければいけないということで、専門的な職員を育てているということでございます。この28年の伊勢志摩のほうはですね、サミット関係があつて、前倒してというか、先駆けて、そちらのほうにシステムを運用したとお伺いしているところでございます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

29年、30年で、31年からのスタートを目指しているということでございます。2年間でね、職員。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ということは、30年度、31年3月までというふうに。4月から、はい、わかりました。ありがとうございました。

それでは、次の項目にいかせていただきます。

3番目でございます。

人権・男女共同参画について、課題の項目の、男女共同参画にあります文章、今後も、意識改革とともに、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の場面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。とあり、主要施策各分野での（2）の②③の文章、各分野の審議会・委員会への女性委員の登用など政策や方針の決定の場への男女の参画を図ります。そして、女性リーダー研修など女性への研修機会や学習機会の拡充を図ります。とあります。

これについて、現状はこうで、これからどのようにしていくのか、説明、答弁よろしくお願いたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、人権・男女共同参画について、お答えをいたします。

男女共同参画における施策ということでございます。第1次紀北町総合計画及び後期基本計画におきまして方針を示し、平成25年度から平成29年度までの5カ年を期間とした、紀北町男女共同参画基本計画により、具体的な取り組みと数値目標を設定しているところでございます。

その中で、女性の社会参画としては、審議会等への登用促進を掲げておりまして、平成23年度時点では20.2%、平成29年度では30.3%という目標を掲げております。現状を申し上げますと、平成28年度の数値は16.8%となっております、目標を下回っている状況で

ございます。

紀北町の基本計画は、平成29年度が最終年度ということから、今年度において新たに策定を予定しているところでございます。第2次紀北町男女共同参画基本計画におきまして女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画を盛り込みまして、三重県の計画とも整合を取りながら策定を展開し、できる限り女性の意見を反映させることができるよう、女性の社会参画の推進に継続して取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

また、女性の学習機会の拡充につきましては、女性リーダー講演会の開催や、三重県男女共同参画センター フレンテみえと協力し、共同参画社会の形成に向けての啓発活動、三重県内連携映画祭を通じて、情報発信を行ってまいります。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、役場内の女性職員の活躍を推進するため、数値目標を設定し、平成28年度から5カ年の計画期間で取り組みを行っております。

今後の取り組みにつきましては、7月に東紀州地域共催の連携映画祭を紀北町で開催し、啓発活動を行うと共に、それぞれの実施計画に基づき取り組みを推進してまいります。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ご説明ありがとうございました。

この項目に関しましては、1点でございます。その文章の中に、社会に女性参画を促していくということなんですけど、そういっている自治体そのものですね、女性参画に関して、いわゆる議会に人事権は当然ないんですが、住民に女性の参画を促すのであれば、行政組織における女性職員の現状はどのようになっているのか。いろいろ男女比率も含めてですね、再度、今、最後のほうの答弁で、平成28年から5カ年計画ということだったんですが、もうちょっとだけ具体的にですね、例えば女性職員を半数にするとかですね、それは極端ですが、そういった意味合いの啓発、意図してではないとは思いますが、町長のお考えをひとつお聞きしたいんですが。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

女性職員の目標とか、そういったものは、先ほど言ったように、計画的にやるということで、平成32年度までは、どれだけとか。そういった数字の書き方をしております。32年度までが、細かい数字は総務課長から申し上げますけど、私自身の考えとしてはですね、おっしゃるとおりでございます、ただ、女性も今、新たな職員募集でですね、女性の募集が随分増えてきております。

それから、毎年のように、女性が役場のほうへ職員として、受かってですね、頑張っているというふうに思っています。そういった意味では、徐々に増えてきているんですが、こういった採用とかですね、職員の幹部等につきましてはですね、男子・女子という観点ではなしに、能力、適材適所ということで、いろいろと考えておりますので、女性だから省くという、そういう観点はなしにですね、男女ともにそれぞれの能力や、それぞれの経験、そういったものも判断しながら、登用していくという考え方でございます。

数字につきましては、総務課長のほうから答弁させていただきます。

玉津充議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

お答えをいたします。

職員数の中でですね、女性職員の占める割合とか、その辺りについて、ご説明をさせていただきます。

平成29年度の行政職員数が164名、その内、男が127名、女が37名ということで、女性職員の割合というのが、22.6%というふうになってございます。その内、管理職について申し上げますと、管理職の職員が50名、その内、男が45名、女が5名ということで、女性の割合が10%。

それから、新規採用職員につきましては、先ほどの町長のご答弁にございましたけども、平成29年度の女性の割合というのが、採用数が、行政職員が6名、うち男が4名、女が2名ということで、女性の割合が33.3%ということでございます。

この採用数について申し上げますと、平成28年度が28.6%、それから、27年度が25%ということで、年々上昇している状況でございますので、女性の割合については、この観点からいきますと、若干増えてきている状況ということでございます。

それから、先ほど町長が申し上げましたけど、32年度までの目標ということでございますけども、これにつきましては、紀北町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業

主行動計画というのがございまして、それに基づいてですね、平成32年度を目標にですね、計画を立てております。

その中の数値目標でございますけども、32年度までに女性の採用職員の受験者数を、26年度の実績27%になってございますが、それよりも3%引き上げるといふうなことで、受験者数に、総数に占める割合を30%以上にするといふうな目標を立ててございます。

それから、管理職につきましては、主幹相当職員以上の女性職員の割合を、平成26年度の実績では9%となっておりますけども、それを3%引き上げて、12%以上にするとかいうことですね、ございます。

その他ですね、女性の職員が活躍できるようにするための方策としましては、例えば男子のですね、男性の職員の育児休業をとる、そういった体制をですね、確立することによりまして、女性職員が働きやすくするとか、あるいはですね、制度が利用可能な男性職員の配偶者の出産の休暇であるとか、育児参加のための休暇の取得割合をですね、10%以上にするとかですね、そういった男性が、そういった部分にですね、入り込むことによって、女性が活躍できる場をつくろうといふうなことの計画を立ててございます。

以上でございます。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ありがとうございます。

計画としては、是非、完遂いただいて、どんどん数字を上げていただければと思います。時間の都合もありますので、4番目に入りたいと思います。

4番目、交流、定住・移住についてであります。

主要施策の(3)定住・移住の推進の②空き家バンク制度を推進し、空き家の状況把握、修繕に対する支援による、空き家の有効活用を図ります。また、④移住促進に向けた魅力ある生活環境の整備と移住者の支援とあります。現状の説明と進捗状況の答弁を、よろしくお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

次に、交流、定住・移住についてということで、ご質問いただきました。

空き家の実態調査につきましては、28年度に地方創生加速化交付金を活用して、空き家調査を実施いたしました。この結果、空き家として確認された家屋につきましては、781軒でございました。

また、空き家を有効活用するための支援策といたしましては、空き家の修繕を支援する空き家改修補助金、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金、家財の処分や清掃を支援する空き家等有効活用推進事業支援補助金、自治会に奨励金を支払う空き家情報登録制度促進奨励金がございます。

空き家バンクへの空き家登録の状況につきましては、28年度末までで延べ登録件数は77軒、その内、成約が31軒でございます。現在の登録件数は24軒となっております。

移住促進に向けた魅力ある生活環境の整備につきましては、地震や風水害などの防災や道路、上水道などのインフラ整備のほか、子育て支援、教育環境の充実などにより、住みやすいまちとするべく進めているところでございます。

移住者への支援につきましては、空き家バンク制度の推進による住居探しや、1次産業従事希望者の受け入れを支援するとともに、住居探しや仕事探し等のための町内への宿泊費用を補助する、移住希望者お試し宿泊費支援事業補助金を本年4月に創設をいたしました。また、移住後のケアといたしまして、移住者ネットワークの創設を検討していきたい、そのように考えております。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

先頃ですね、私、三重県知事ですね、お話を伺う機会がありまして、その時に、知事のお話でいくと、県内への移住者、その移住者も県、いわゆるアンテナショップを通じてでのですね、移入者、いわゆる公のハローワークではないんですけど、この移住者のためのハローワークのような組織を通じて、県内に入ってきている方が3百数十、そのうちの東紀州へは全県下の中で、地域別、いわゆる北勢とか、南勢とかですね、そういった中勢とかですね、そういった意味合いでいうと、東紀州がトップだとお聞きしました。

それに関しましてですね、具体的な数字というのは、私の記憶では61名とお聞きしております、その中の東紀州といえば、紀北町から熊野の紀和町ですかね、までありますので、その中の紀北町はどれぐらい、いわゆる県を通してですね、移入してきたのか、またはこれからそれをどうやって推進していくかですね、それに対して答弁をお願いいたします。

す。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、数字的には東紀州への移住61人で、最も多く全体の29.8%ということになっております。

その中でですね、紀北町の当町から報告させていただいたのが、10名でございます。これはですね、紀北町へお越しいただいても、うちは統計をとっておりませんので、空き家バンク制度を使って来ていただいた方が10名ということでございます。

だから、仕事やそういったもので、もし、入ってきてもですね、そういう方をカウントしておりませんので、他の町では、そういったカウントの仕方をしているところもあるとも聞いております。空き家バンク制度を使わず、こっちへ移住されるという方もですね、そういったものが各市町によって、少しバラツキもあるようにも聞いております。

以上です。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

すいません。私、今、ちょっと言葉の使い方、移入っていいましたね。間違いましたので、移住です。ごめんなさい。

ですので、その移住者ですね、いろいろ政策、平成29年度の当初予算でも、いろいろと施策をですね、うっていただいているんですが、その中でですね、やはり知事も言ってみえたところが、一番重要かなという点が、耳に残っておりますので、受け入れする時の地域住民の対応はどうかということだと思います。

その時にですね、自治会を通じてでも、結構なんですが、移住してみえた方への対応の、マニュアルまでいいませんが、そういったことですね、啓発、そういうものに関しては、どういふふうにお考えなのか、答弁よろしく願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この点につきましてはですね、自治会とか、地域の方をですね、巻き込んでいただける、

一緒になってお迎えしていただきたいということから、先ほど申しあげました、自治会に対する奨励金、空き家情報登録制度促進奨励金という形ですね、自治会のほうにも投げかけて、自治会に空き家はないですか。空き家がないですかと声掛けて、こっちへ来ていただくということは、自治会としても、空いているよ、うちへ来てくださいということなんで、そういう心の通い合いがですね、そこに生まれるきっかけになるかと思えます。

勿論、議員おっしゃるように、地域の人がどうやって迎えていただくか、これが一番大きなことだと思いますので、それにはですね、移住者のみならず、地域コミュニティをしっかりとつくっていくことが、まず大事だと思いますので、我々としては、田舎という言葉が、私は好きなんで使わせていただきますが、田舎は田舎らしさのコミュニティをしっかりと守っていくのが大事ではないかと思っております。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、5つ目の項目に移らせていただきます。

行財政経営について、言葉をそのままいくと、協働とどういう関係があるのかなという単語に見えてならないんですが、まずはご質問させていただきます。

これからの自治体には住民と協働しながら自らの進むべき方向を決定し、具体的な施策を実行していく経営能力が求められています。また、先頃、議会の全協でも説明のあった、公共施設等総合管理計画による適切な管理の推進、そういった意味合いもあり、主要施策の(1)④新地方公会計制度による財政状況の分析・活用でございますが、これをどのように活用し、また有益なものにするのか、お聞きしたいのが1点とですね。

それから、(3)②町有財産の、先ほどいいました、公共施設の、それも含めてのですね、町有財産の有効活用、ふるさと納税制度などによる自主財源の確保、これらについての現状と今後の方向性について、説明をよろしく願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

個別なことはお答えさせていただくんですが、協働というお話を、まずさせていただきました。勿論ですね、町というのは、行政がやっているということではございませんので、

住民が株主でございます。住民全体で、この紀北町という町を育てていくという、運営していく、経営していくという観点を持たないとですね、やはり駄目だと思います。そういう意味では、住民が株主であり、それから住民がその利益を供与する。そういったことも、観点も必要なので、協働という言葉でですね、しっかりと持って、皆でこの紀北町を運営していこうと、運営していこうということでございます。

それと、行財政経営につきましてはですね、これまで行財政改革大綱などに基づきまして、効率的、計画的な行政経営に努めてまいりました。今後もこれまでの行政サービスを維持しつつ、持続可能な行政経営を進めていくため、中長期的な見通しに立った財政経営に取り組むことが求められているところでございます。

このため紀北町公共施設等総合管理計画を策定するとともに、統一的な基準に基づく、新地方公会計の整備を進めているところでございまして、本年度中の財務書類等の公表を予定しているところでございます。

この新地方公会計制度による、財政状況の分析・活用につきましては、総務省では、予算編成や行政評価等に積極的に活用し、限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは、極めて重要であるとの考え方を示されておりますが、具体的な活用については、総務省からは先進自治体の事例等が示されているところでございます。

当町におきましては、これらを参考に、どのような活用が可能なのか、近隣市町の状況も見ながら検討していくこととしておりますが、統一的な基準での行政評価ができることから、財務状況や行政状況の「見える化」に、つながるものと思っております。

次に、町有財産の有効活用につきましては、新公会計制度と連携いたしまして、固定資産台帳の整備が進められているところでございまして、公共施設等のマネジメントにも活用が期待されているところでございます。

今後、固定資産台帳の活用を検討する中で、公共施設等の有効活用を検討していく必要があるものと考えておりまして、これまでも随時どのような活用が可能なか、関係課による検討を行っているところでございます。

有効活用の方法といたしましては、公共の利用を優先し検討する中で、自主財源の確保につながる民間等への貸付、売却の可能性も排除せず検討することといたしております。

ふるさと納税制度につきましてはですね、平成27年10月にスタートして、昨年6月に大幅な見直しをさせていただいて、好評をいただいているところでございます。

実績につきましては、平成28年度は、寄附件数4,881件、1億1,722万565円で、平成27年

度と比較して、件数で88件減少したものの、金額では2,701万1,564円の増となっております。

この内、ふるさと納税の返礼品や事務費等の経費を差し引いた実質の自主財源となる金額は、平成27年度決算では4,517万4,891円でありましたが、平成28年度決算では6,378万4,965円となっております。

平成29年度の状況でございますが、4月と5月の件数、金額ともに好調に推移しておりますが、4月1日付けで総務大臣から、ふるさと納税にかかる返礼品についての、返礼品のあり方等に関する要請がございました。

これを受けまして、当町の状況等を調査したうえで対応を検討し、一部商品券等の見直しを行いまして、6月1日から取扱業者を41業者、158品目で、新たに取扱をスタートさせております。リニューアルした返礼品につきましては、当町として、総務省の意向に沿ったものと考えております。

以上です。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

ご説明ありがとうございます。

この地方公会計でございますが、1番目の質問でもありました。行政のわかりやすい情報提供という意味合いでですね、毎回、毎年ですね、町長のほうから行政報告会を開催いただいておりますが、この書類ですね、はい。

紀北町の予算ということで、これはきーほくん家の家計とですね、比較しながら、わかりやすく説明いただいているんですが、私、以前から思っているところも含めてですね、申し上げますと、一般家庭のいわゆる財政状況でいきますとですね、いわゆる自分の持ち家とかですね、自分の車とかですね、家具、調度、そういうのも含めまして、いわゆる財産といわれる部分、違う言葉でいうと資産ですね。

その部分が行政のほうでは、見たことがない。見られたこともないといえますか、それが公会計の中で、一番はっきりわかることかと感じておりましてですね、この中にいわゆる行政報告会の中では、固定負債、いわゆる毎年、いわゆる借金ですね、それがいくらありますかと。町民1人あたり、平成29年度の予定見込額で73万円ですと。基金、いわゆる預金にあたる部分ですね、町民一人あたり33万円ですと。引き算すると40万円の赤字

ですよといいますが、マイナスですよというんですが、ここには資産が入っていないので、いわゆる一般事業所でいう、貸借対照表、町長は多分ストックと言われるんでしょうけど、その部分が入ってなくてですね、やはり家計というのは、自分の資産があって、いわゆるそれを万が一の時には、家を売ってでも金をつくるという状況になると思うんです。

その資産がですね、この報告会には、今まで1回も出されたことがないと。今回、平成29年度では、新たにそういうものがですね、来年の報告会では示されると、そういう期待しておるわけですが、まずはそれに関して、答弁よろしくをお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、地方公会計についてはですね、先ほども申し上げたように、28年度の決算を反映して、これを作りまして、平成30年の3月までに公表するようになっておりますんで、それを公表すればですね、どういうところへも、持っている資料にはなります。

ただ、今おっしゃった、公会計制度もいいんですが、行政として、困ったからどんどん、どんどん売るといような施設もですね、ないのも事実でございますんで、そこら辺を理解していただくのと、地方債残高についてはですね、先ほどの資料にもございましたですけど、基本的に昔の、言葉が悪いんですけども、悪い借金っていうんですか、率のね、金利の高いのから、今、見ていただいて、ご覧いただいてわかるように、過疎債、合併特例債、臨時財政対策債、こういったもので借金しておりまして、それぞれ70%で返るもの、100%返るものがございますので、そこに見えている数字より、ずっと実質的な借金につきましてはですね、低いもんですから、そういったものを減債基金等の約12億円とか、そういった手当しておりますんで、説明等におきましてですね、もう少し工夫しながら、安心感も与えたいと思うんですが、基本的には、毎回、言っているように、財政的にですね、今後、今でいう合併して貯金しながら、返済して、有利な合併特例債なんか切り替えできたんですが、そういったことは、今後、何か大きな国の変化がないと、見込めませんので、我々としては、しっかりとこの財政経営をですね、しっかりと気持ちを持って、やってかなければいけないという思いが、つついそちらに出ているのかなというところもあります。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今のお答えでですね、よくわかるというか、わからないというか、きーほくん家の家に変えれば、その起債は、有利な起債とかですね、心配に及ばずというご説明はわかるんですけど、一応、議員としてはですね、そういったものも重々わかってはおります。

しかしながらですね、行政報告会のほうでは、一般の方が聞かれますんで、そこまで詳しくわかっていないので、それも含めて、今おっしゃられたように、説明いただければ、普通の方が借金するのと、若干違いますという意味合いのこともですね、おっしゃっていただければありがたいなど。

それと、誤解のないようにいうんですけど、苦しいから、いわゆる財産を売るとか、そういうお勧めしとるわけでもございませんで、ただ安定性として、例えば、300億円の資産が紀北町にはありますというお話をいただければ、1人頭、何億あるのって計算するじゃないですか、そうすると貸借対照表のそのままになりますんで、負債と資産、いわゆる資産部分から引いた部分になりますんで、その安定性、説明の安定性も出てこようかと思えますので、是非、ご検討いただいて、公会計利用といたしますか、最後におっしゃった、「見える化」ですね。その部分に、是非、ご利用いただきたい。

なんですが、その後ですね、いわゆるこちらの書類ですね、説明いただきました管理計画ですね、これで答弁にはいただいたんですが、これが協働の示す部分かと思うのが、民間へ地元との連携（移譲・委託等の可能性）を追求するというところで、書かれておりますんで、公共施設の評価手法も含めてですね、運用方法、それと利用方法、金に変えていくのも含めて、今後ですね、できれば具体的におっしゃっていただければありがたいんですが、施設ですね、行政施設に関しては、どうしようもないんですが、それ以外の、今のところ町長の頭に浮かぶかですね、行政財産の利用方法があればですね、是非、ご答弁いただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員持っているね、管理計画の中で、いろいろと老朽化したものとか、いろいろと載っていると思うんですが、それらの部分はですね、十分これから配慮しなければいけません。

それからですね、お使いいただくという観点からでは、地域振興会館なんかで、商工会

にも入っていただいております。そういったこともあって、今、町として今、特にですね、大きく検討しているのが、旧志子小学校の活用でございます。これを、プロジェクトチームを立ち上げてですね、関係各課が集まりまして、どうやって活用していくかということ、今、検討して、29年度しっかりと検討していきたいなど、そのことで、今、一番大きな公共施設の活用ということでは、その点で検討いたしております。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

今、検討委員会というのがありましたけど、志子小学校が廃校になりまして、あの施設の検討委員会だと思うんです。1点だけお答えいただきたいんです。施設ごとに検討委員会があるのか、それとも全体の施設の検討委員会があって、この件に関して、この審議委員会っていいですか、そこら辺ちょっと答弁、お願いできますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、お話をさせていただいたのは、その志子小学校の特化した検討委員会ですが、そのもう1つ上の段にですね、正式な名前、忘れたったけど、空き施設等の検討委員会というのが、大きなのがまずあるんです。それで、その中で、今回、今、お話ししたのは、その中で志子小学校のプロジェクトチームなんで、こちらはこちらで、その空き施設、合併後ですね、有効利用の活用を、大きな括りで、いろいろなところを検討しています。

ただ、今、お話しされたのは、その中で特化した、志子小学校の、旧志子小学校の活用に対してのプロジェクトチームということです。

玉津充議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

十分ですね、住民の話さんも含めた審議委員会で、策を練られてですね、有効活用いただきたいと思います。ちょっと言葉といいですか、質問が足りないとは思いますが、今、おなかにありますですね、質問は、また次回にさせていただきたいと思いますんで、時間もきましたので、以上で終わらせていただきたいと思います。

特に、今回は、防災、男女共同参画、自主財源の確保の観点から、質問をさせていただ

きました。熱心な答弁、ありがとうございます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

玉津充議長

これで、樋口泰生君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩します。10時55分まで休憩とします。

(午前 10時 36分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

玉津充議長

次に、7番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

7番 近澤チヅル。6月議会の一般質問を行います。

まず初めに、1番を質問し、それに1つずつ答えていただき、2番目に入っていきたいと思えます。また、後ろには紀北町の花である、ササユリの花が、町民の皆さんの温かい善意により、この議会の会場に持ち込まれております。本当にありがとうございます。そのことを、まず初めに皆さんにお知らせしたいと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1. スポーツ基本法を生かしたスポーツ行政に。2011年に、スポーツ基本法が制定されました。この法律の基本理念には、スポーツを通じて幸せで豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、以下、略します。と明記されております。

スポーツが全ての人々の権利である、これを保障するには、人々の日常生活の中で、気

軽にスポーツのできる条件が整備されなければなりません。紀北町でもスポーツの振興に力を入れ、今回この健康増進施設も新設しております。

そして、施設の目的に、町民の健康増進と体力の向上、スポーツの振興及び競技力向上の拠点とするとあります。この目的を達成するためにも、スポーツ基本法による人間の全ての人々の権利であるという、基本理念が入っているスポーツ推進計画が、大切であることは間違いのないと思います。

そもそも健康増進施設と競技力向上を両立することは可能なのか。どちらかに偏ってしまわないか。そう町民の皆さんの声もあります。このことを解決するためにも、スポーツ基本法にある、スポーツ行政のあり方を考え、地方スポーツ推進計画を立てるよう求めます。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、近澤議員のご質問にお答えをいたします。

スポーツ基本法を生かしたスポーツ行政という、ご質問をいただいております。スポーツ基本法につきましては、地方公共団体はスポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めることが、定められているところでございます。

紀北町といたしましては、近年さまざまなスポーツ振興及び交流施策を実施、競技スポーツの支援、スポーツ施設の改修・整備などに取り組んでおりまして、町民のスポーツや運動への参加を促進し、健康づくりや体力の向上を目指しているところでございます。

今後はですね、国体等も紀北町で行われます。その以前には、リハーサル大会など、多くの大会もございますので、スポーツの振興や交流、健康づくりに力を入れてまいりながら、地方スポーツ推進計画の策定について、検討させていただきます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

検討していくというお答えがありました。

私、このスポーツ基本法ですね、特に、何点か、ここはいいなと思うところがありましたので、提案させていただきました。本当に、国民の権利なんやというところを、基調に

計画を立てるというところ、これは国のスポーツの基本計画にもありますが、行政機構がスポーツを基本的人権として、認識しているというところが、私、一番、肝にというか、目から鱗やなという、思った部分があるんですけども、町長も検討していく上で、同じ考えではないかと思いますが、どうでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町ね、本当にスポーツと健康に、今、一生懸命、力を入れておりますし、第2次総合計画にも、そのような記述の仕方しております。それでも実質的に、国体等もですね、紀北町でやっていただくということで、小学生女子のソフトボール大会もやっていただいた。

それと、こういう大きな大会ばかりではなしにですね、おそらく近澤議員もおっしゃりたいのは、地域の皆さんが気軽にスポーツできるように、そういうこともあってですね、高齢者向けのグラウンドゴルフを推進したり、ミニテニスですか、ああいうこともやったりですね、高齢者の方も気軽にできるような、そういったことをやっております。

ですから、考え方としては、まったく同じでございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

同じ考えでしていただきたいと思います。また、この計画の中にある、全ての部分が、紀北町のスポーツ行政にあっているところは、たくさんあるんですけども、そこは今の町長の答弁で略しますけれども、もう1つ、先ほどのお話の中にもありましたけれども、人々の生活の活動状況を考えて取り組みたいという考えですが、この地方スポーツ推進計画の、このスポーツの実施率の向上目標をあげるという部分も、この推進計画の中にはありません。

そして、私は何よりも、この中で、スポーツの実施率の向上目標を、今までですとですね、スポーツのこういう計画は、一般の成人の実施率で示されていたそうです。けれど、この権利の中には、今回のこの基本法の権利の中には、青少年、勤労市民、育成世代、女性、高齢者、病弱者、障がい者など、それぞれのスポーツの実態を、その向上率で数値化していくことが求められているという部分もありますので、この部分についても、特にや

っていただけじゃなくて、10年後、1週間にスポーツする人が、どの分野でも多くなるよう、実施率の向上目標なども明確にして、取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これからですね、いろいろ検討していきますんで、そういった部分もご提案として、十分聞かさせていただいておきます。ということですね。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

よろしくお願ひしたいと思います。

今回ですね、健康増進と競技力向上を両立するということで、心配しているというところも、初めに言わせていただきました。海山スイミングスクールは、競技力向上、そういうことについては、歴史のある法人だと思います。そのところは大丈夫だと思うんですけども、特に、高齢者の方とか、そういう方が、これからスポーツをして、全体を捉えるというところが、このスポーツ基本法、何回も重ねるようですが、求められていると思いますので、そのためにも、この施設を建てられた、この法律に沿って建てられたのかなという思いもするような部分もありますが、このスポーツ施策の中にもですね、高齢者の体力の保持と健康寿命の伸びを促すためにとか、スポーツ施設の充実のもう1つは、障がい者の方が、社会参加の分野として、スポーツに親しむ環境を確立するために、この計画があるんやという部分もありますので、是非、そのところも、これからの課題ではありますけれども、スポーツ行政を生かしたスポーツの中に、組み入れていただきたい。

そして、それが国民の権利という理念に結びつくことだと思いますし、前者の質問にもありましたように、住民の皆さんと協働して、計画を持ったスポーツ行政を確立していただきたいと思います。重ねてであります、もう一度お答えをお願いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

スポーツという言葉ですと、どうも競技スポーツとか、そういう形にとらわれがちですけど、私が思っております健康スポーツですね、健康とスポーツをやっていききたいと。その中で、スポーツというのが、競技スポーツなんか、普通の健康とか、そういう体力増強のためですね、スポーツなのか。

そういう意味で、今、高齢者の方たちのお話も出ました。それはですね、スポーツというより健康という捉え方なんですけど、健康増進施設も結局、健康なんですよ。そして、地域でそういうところへ行けない方たち、地域に高齢者の方はたくさんいらっしゃいますよね。

そういう意味では、今、紀北町はですね、どんどん地域の集会所等へも出て行って、今、委託形式になっておりますか。職員の方もそういう地域へ出かける方も、雇わさせていただいてですね、地域へも出ていただいておりますし、活活体操もテレビでご覧のように、広めさせていただいたり、だから、私のイメージからすると健康なんですよ。

その中にスポーツがあって、競技スポーツもあって、いろいろなことがあって、皆が元気になるんじゃないかという意識がありますんで、スポーツという括りだけで考えると、どうしてもイメージがね、競技スポーツのほうにもいってしまいますんで、健康とスポーツというイメージだと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

それでは、2つ目に入らせていただきます。

2番、なぜスポーツの管理運営を公募にしなかったのか、お伺いいたします。

3月議会でも、予算で反対討論の中でも述べさせていただきました。健康増進施設について、指定管理で運営することになっております。しかし、それは公募によって、管理者が指定されるべきですが、条例上、問題がないとの理由で、指定管理者の候補として、町内のNPO法人から申し出があり、その法人と既に運営体制、運営方法を協議していることが、2月15日の全員協議会で、初めてお示しになりました。

本来、公共施設の運営は、直営が基本だと思っております。今回、特殊性を考え、指定管理にする場合でも、透明性確保などから、やはり公募が望ましい。なのに、そのNPO法人と協議する前に、どのような協議をするかなど、議会に諮るべきだったのではないのでしょうか。突然、申し出があったから、その法人と協議をしているというお話は、議会軽

視であり、町民軽視につながるようになってしまうと思います。

そのことについて、町長の考えをお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

健康増進施設の公募についてのですね、お尋ねなんですけど、1点だけですね、ご質問の趣旨の中で、どうかと思う点があるんで、その点をお話させていただきます。

条例上、問題がないという理由という、お言葉を今、使いました。これは条例では、勿論、問題ございません。ただですね、我々が考えてきたことというのは、公募をすることを基本に、この施設をどう運営していくかという形で、まずスタートいたしております。これは他のこういう指定管理でも一緒なんですけど、そういう意味ではですね、公募することを基本に施設の運営方針を検討してきたんですが、施設を管理する、そういう運営方針を検討していた時にですね、今、議員からおっしゃったように、町内にあるNPOの団体ですね、こちらのほうも、申し出もございまして、それでそれ以前もですね、いろいろこういうスポーツ関係の方にも、お話もお聞きいたしております。

そういうお話し合いの中で、申し出があったので、指定管理者について、公募を前提に、この人たちとも、この団体の方とも、お話をさせていただいております。そういう中でですね、NPOの方がどういう活動をしていたのか、どういう運営方針をするのか、どんな管理をしていただけるのか、こういうこともですね、検討しながら進めてきたようなところでございます。

そして、その話し合いの中で、施設の設置目的を達成するためにですね、いろいろと検討させていただきました。そういう中で、必要な人材や体制の確保、運営のノウハウを持った人材の支援、魅力ある講座やスクールの実施、会員の獲得と利用率の向上、適切な施設の維持管理など、十分に施設の設置目標を達成していただけると判断してですね、指定管理の候補者として、今回、議案であげさせていただいているようなところでございます。

町内に拠点を置く、当法人が運営していただくことで、町内での雇用創出、水泳指導実績を生かした各種講座の企画運営、幅広い年代の会員獲得など、多くのメリットがあると思っております。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今ですね、初めは公募を前提にして、指定管理者の人を、考えていたというお話がありました。この2月15日に、全員協議会でいただいた資料なんです。その中の説明ではですね、指定管理者の候補者、施設の運営について、申し出があった町内のNPO法人と運営体制や運営方法等について、現在、協議している。

当該法人が指定管理者として適切であると認められた場合は、適切であると認めたので、今、町長のお答えでしたけれども、公募によらず、第5条2項第1項の規定により、指定管理者の候補者としてという申し出がありました。

今の町長のような詳しい説明は、この時にはありませんでしたからね、ええっ、議会軽視だなど、私はずっと思ってまいりまして、なぜ早く、今のような細かい説明を、この議会で初めて町民の皆さんに対しての説明になるのではないかなと思います。されなかったのか。時期が少し遅いのではないかという思いがあります。

なぜ2月の時点で、詳しく議会のほうに、お話をされなかったのかどうか。再度お伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員が読まれたとおりなんです。その2月の時にはですね、お話し合いしてありました。しかし、その段階で、公募によらないとか、そういうこと一切、決まってませんでしたもので、そういうことですよ。そこへ書いてありますよね。

もしも認められたらというような書き方だったと思うんです。だから、その2月には、全協とか、その前の一般質問でも、言ったんじゃないかなと思うんですけど、地元の団体ともいろいろな勉強というのかな、協議はさせていただいていますよという段階は、一般質問か、その全協の時にもお話をさせていただいております。

しかし、この6月定例会で、認められるということが、その2月からずっと協議してまいりまして、認められたんで、候補者としてというのが、今回の議案なんです。だから、2月の段階ではですね、しっかり候補者にするということは、決まっていなかったわけなんです。しかし、地元の方と話し合いをしておりますと、運営等についてね。それはもうお伝えしていると思うので、今回、議案に出たんで、こういうお話をさせていただいた。

それと、その前の全協のお話の段階では、議会で今のように、ご質問をいただけるんで、今日はこういう方たちですよという報告だけにさせていただいたのは、本議会、一般質問、こういった機会がございましたので、議案としてあがっていますんで、そういうことで今回の提案となったということでございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今、町長の説明はお伺いしましたが、運営方法について、現在、協議している、公募によらず管理者の候補者としてほしいという文言もありまして、やはり、勿論、認められた場合はというのがありますけれども、そこら辺のところですね、詳しい説明をお願いしたかったなという思いがあります。

今、国会でも、政治の私物化が問題になっておりますけれども、町民とともに、前者の議員にもお答えになっておりました。はじめて公にする場合はですね、きめ細かいお話をさせていただいて、私も、この文章を見てですね、ええっ、公募によらないのという、そういうところを心に焼き付けたみたいなところがございます。そういう部分もあったかもしれませんが、町民の皆さんからですね、誤解の、私が誤解してしまったのかもしれませんが、私は誤解ではなかったと思っているんですけれども、そういう住民目線の、町長の思いが誤解されないよう、これからですね、こういうことがありましたら、初めて公にする場合、きめ細かい説明をお願いしたいと思います。いかがですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりね、我々は、いつ議会や住民の皆さんに、報告、また相談させていただくということを、大変重要な観点だと思っております。そういう中、法や規制、法とかルール、そういったものもですね、十分考えています。そういった中で、いつのタイミングがいいかということです。いつでも早い、遅いというのはあります、捉え方によってね。

ただ、我々としては説明して、こうですよと、議員の皆様にお示しできるのは、一定のものは揃って、初めてご説明できるんです。だから、全協へ中途半端な議案を持っていて、この問題じゃなしにですよ、説明されて、答えられませんって、これではね、駄目なんで、その2月からこの6月のあげるまでの間、一生懸命やってきましたんで、そういう

意味ではですね、議員はどうおっしゃるかわかりませんが、今まで、この問題に関して、20回弱、全協や議会、一般質問、そういったもので、議論がありました。

ですから、そういうものも、その場で聞いていただければ、よろしいし、我々もそういう説明を、今までも、一般質問等でもしていますので、早いか遅いかという観点だけで言えば、我々としてはタイミング的には、今回このタイミングで良かったのではないかと考えております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

町長の考えはお伺いしました。

それでは、その3番目、町民の声が届く公共施設についてを質問させていただきます。

公共施設とは、地方自治法244条1項によって、各自治体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設とされております。

公共施設のあり方や運営の見直しについて、利用者である町民の皆さんの観点が、最も重要であります。町民の声を聞くことが、極めて重要です。何よりこの施設、平成26年12月に、町内外から温泉プールを早期に実現してほしいという、1万2,720人の署名が元となっております。タワーも含めて、総予算は約10億円です。これだけのお金と人々の思いが、この施設には込められております。

健康増進施設について、町民の声を聞き、それを取り入れることは、急務であるはずですが、しかし、今回、町が行ったのは、施設の名前の公募だと思います。これでは、とても町民の声を聞いているということにはならず、町民の声に応えることは難しいと思います。もっと町民の声が届く公共施設であるために、どのような施設であるべきか。町民の声をどのように聞くべきであるか、町長の考えをお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町民の声が届く公共施設ということでございます。

施設の整備についてはですね、設計前の段階で、温水プールの利用者やフィットネスインストラクターの方など、利用の目的、使い方、効果、施設の希望など、聴き取りをさせていただいております。

また、同規模施設についてはですね、視察や聴き取り等を行ったうえで、設計内容に反映して、全協等でご説明を申し上げたとおり、当町にとってふさわしい内容と規模の施設を整備したと考えております。

運営につきましてはですね、特に利用者の方が満足され、楽しんで毎日通いたくなる施設となるよう、皆様から聞き取った意見を生かした運営計画としているところでございますが、施設をオープンしてからですね、利用される方の意見をしっかりと聞かせていただきながら、これは随時改善して、より良い運営にできるように、努力していきたいと、指定管理者が決定されたら、その方たちとお話して、十分利用者の声を聞いていきたいと、そのように思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

十分に町民の皆さんの声を、オープンしたら聞いていきたいというお答えだったと思います。是非、そのことを重点にさせていただいて、皆さんの思いがこもった施設になり、そのことが安定した運営にもつながると思いますので、お願いしたいと思います。具体的にですね、大雑把なあれはあったんですけども、私、会員とか利用者の方がですね、思いをもって会員になっておられると思いますので、そういう方を組織してですね、町民の声を、利用しやすいように、そういうことについても、今後、考えていくべきだと思いますが、皆さんの声を聞くために、利用者の方のそういう組織というんですか、もつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のところはですね、指定管理者と行政と、その住民の声を、聞いたことをですね、どうやっていくかという検討していきます。もし、そういう必要性が生まれてですね、運営委員会のようなものもつくらなきゃいけないというのは、あればそういう考え方もできるんですが、一応指定管理ということで、お任せするわけなんで、その中で我々としても、意見をどう吸い上げて、どのように活用していくかという話になろうかと思いますが、そういう必要性が出ればですね、そういうつくり方もあろうかと思いますが、まずはですね、オープンして、声を聞かせていただいて、改善すべき点があれば、改善するという話

にしていきたいなと思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

今の答弁を聞いていると、指定管理の皆さんに、運営をお任せするのではという部分と、町民の声を聞きたいという部分がありまして、具体的にどうされるのかなという部分が、まだ見えてこないと思いますので、是非、皆さんの声を吸い上げるといった部分ではですね、意見書の設置とか、そういうことも考えられると思いますので、是非、お願いしたいと思います。

そのことをお願いして、町民の皆さんが、より利用することで、この施設、町長の思いも叶い、町民の皆さんの思いも叶えられると思いますので、そこのところをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2番目といたしまして、国民健康保険について、お伺いいたします。

国保とは、国民健康保険の略称で、人々の医療を受ける権利を、公的責任で保障する公的医療保険のことです。その運営のために、国庫負担も導入され、国の保障、社会保障として運営されております。

国保は自助や相互扶助で、決して支えることのできない人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、国民全てが何らかの公的医療保険制度に加入する皆保険制度の土台として、整備されてきました。1961年、昭和36年には、国保は一定の制度改善が図られ、この新しい国保のスタートによって、国民皆保険が実現したと聞いております。

それから、57年が経ち、2018年、来年の4月から新しい国保の制度がスタートします。これまで財政運営をしてきたのは国ですが、それに市町村が保険者、いわゆる国保を運営してきました。今度からは、財政運営が都道府県になり、市町村と県と一緒に運営する形になるかと思います。

そこで、私が懸念していることは、運営の方式により、保険料が大幅にあがってしまう危険性があるのではないかと、このことについては、議会でも何回か取り上げてきました。都道府県が財政を担うことになり、市町村は県が各自治体の医療指数と所属などを考慮して、決定した納付金を100%納める義務が発生します。それに見合う保険料の決定を、今度は迫られるわけです。そこで、医療費指数と所属を考えますと、紀北町は医療水準が高く、

所属水準が低い、これによって納付金、保険料が決まると、払えなくなる危険があるのではないかなということも考えられます。

でも、今回、県の試算ではそうなっておりません。6年後に保険料を県下で統一する方向で行っているので、今回これを規制緩和するためにも、こういう結果が出ているのではないかなと、私も思っております。

でも、国保は住民にとっては、大変高い保険であります。約10%、収入の10%が保険料になります。これは国保の構造的な問題です。私もこれまで言っていました、その度に町長は、紀北町は1人あたりの医療費が、三重県で一番高く、それなのに保険料は安いほうから8番目であり、つまり保険料は高くないんだ、紀北町のことをよく強調されておりました。

私が言っているのは構造水準であり、所得が低い人が多い紀北町では、低いほど払うことが難しい。そういう意味で、高いと行ってまいりました。こういう都道府県化に向い、現在の保険料を、これ以上あげないために、どのような観点で臨んでいるのかを、お伺いたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずは1点目ね、保険料は高くないということ言っていたのは、議員もおっしゃるように、医療費に比べて、保険料は高くないという表現を、いつもしていました。ですから、国保料が高いとか、安いとか、そういう観点で、私はものは言ってませんので、そこだけご理解を願いたいと思います、はい。

議員のご説明のようにですね、平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となるとともに、国保運営の中心的役割を担うことが、既に決まっているところでございます。現在、それに対応すべく県主催の会議等で、慎重に議論されており、ようやく方針がまとまってきているところでございます。

また、私もその動向に注意しながら、議員が心配される国民健康保険料、これがですね、ぐっと上がらないかと、こればかり心配していました。そういう中で、後のほうで質問があるんで、詳しい答えは後ほどということなんですけども、これもいろいろな場所で、私もお話してきました。

そういう中で、今、議員がおっしゃったように、一定の結論が出てまいりまして、あま

り紀北町には影響がないのではないかというようなお話を、現時点です、伺っておりますんで、我々としても少し安堵したというようなことでございます。

以上です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

国保料が上がらないかという心配を、一番に観点に置いて臨んできたというお話でした。是非、その視点でお願いしたいと思います。

2点目に入ります。

一般会計からの法定繰入を続けることができるのかどうか、お伺いします。

2016年度、都道府県化されてからのことなんですけれども、2016年度は、紀北町は一般会計から初めて法定外繰入の予算化を行いました。続いて、今年2017年度は、保険料をこれ以上、上げないために、私はそう理解しております。法定外繰入の予算化を行いました。これは私たちも求めてきたことであり、大いに評価すべきでございます。

このような町民の皆さんの思いに応える、法定外繰入、都道府県化後も紀北町で可能なのかどうか、お伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

法定外繰入というお話なんですけど、議員はいつもそういうお話されるんですけど、昨年度、今年度、本当に特殊な薬価とかですね、患者さん、いろいろな要件があって、大変大きな金額になりました。

そして、30年度の都道府県化に向けて、今の段階、我々としては、国保料を上げるわけにはいかないという判断のもと、この28年、29年ね、おかげさまで28年はですね、そういう交付金の問題、調整交付金なんか、いろいろな問題があって、それだけの繰入をしなくてよかったというような形なんですけど、我々としては、このやっぱり法定外繰入はですね、やっぱり独立採算制、1つの制度、特別会計なんで、できればそう願いたいと。

それと、国の6年間、今おっしゃった激変緩和措置がございますので、その6年間については、そういうことはないのではないかと、私も思っております。ただ、今後ですね、どう推移していくかということは、やっぱりその国保全体の問題、今度は、三重県下の問

題になりますんで、そういう中でどうしていくかということはどうですか、この6年間の我々の医療水準もですね、含めて、制度のことも含めて、町民に負担のいかならないようなことを、この6年間いろいろ議論しながら、できる限り法定外繰入は、やはり法定外なんです。

ですから、そういうことにならないような保険制度をですね、我々としては県等にも、国等へも町村会を通してですね、訴えていきたい。そのように思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

法定外繰入は、制度的にはできるという、紀北町としてできるというお話でしたね、是非、お願いしたいと思います。

でも、町民の皆さんはですね、私ども共産党が、平成25年に町政アンケートを行った中で、町政に望むことの1番は、負担を増やさない中で、国保料について、増やさないということでした。また、国保料についても、引き下げを望むというのは64%、払えず困っている人が6%となっております。

年金生活には大変だという声も寄せられました。そして、具体的に年金より徴収されるので、生活より国保料優先ということになります。食事、医療を安いもので忍んでも、国保が優先ですか。もっと低所得者を守ってほしいものです。誰がいつどこで、このような金額を決めるのでしょうか。と、このような日常の切実な思いも、私たちのアンケートにも寄せられましたので、そのことも考慮していただきまして、運営について、一般会計からの法定の繰入も、そうなった時には、是非、お願いしたいと思います。

3つ目になります。このような複雑な制度をですね、来年度から始まるわけですが、保険者の町民の方には、まだ説明されておられません。混乱を防ぐためにも、被保険者の方へのわかりやすい説明を、早期に求めるべきだとは思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでね、住民の皆さんに周知するという事は、大変重要なことだと思います。でも、これも先ほど申し上げたように、タイミングの問題でございまして、制度が固まってないのに、こう言いました、じゃあ2週間後にこう変わりました。それはもう

できませんので、そういった制度がきっちりと確定した段階で、いかに多くの方に情報を周知していくかと。

それはしっかりとやっていきたい、そのように思います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

しっかりとやっていきたいという、町長の前向きな答弁でしたので、よろしくお願いたいと思います。

4番目といたしまして、均等割の見直しについて、お伺いします。他の保険では、子どもが生まれても、保険料には影響はありません。国保だけが子どもが生まれて、嬉しい、新しい命の誕生で嬉しいんですけれども、均等割が発生して、もう赤ちゃんから保険料の負担が増えます。これによって、保険料全体が上がることもありましたので、子育て支援への逆行になるものと思います。

これについて、町長はどう考えておられるのか。私は見直すべきことの1点でもあると思いますが、お伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、おっしゃるのは上がるよという話なんで、実際そのとおりなんですけど、これが制度という仕組みの中でやっております。国保でもですね、他のことでもそうなんですけど、負担と給付、ここのバランスをしっかりとらないとですね、結局、ちょっと休憩時間かな、お話したように、本体が潰れてしまえば、どうしようもない。そういう発想から、今の国保の会計のこの懐というか、勘定をですね、勘定を大きくして、少しでも助けていこうということなんでございますんで、子育て支援という観点をですね、この特別会計に求めるんではなしに、子育て支援の中で、一般会計の、特別会計、その方たちだけのことになりますよね。1つの国保に入ってみえる方。そうじゃなしに、私たちは一般会計で、全体の子育て支援をやりたいなと思いますので、そこところは制度の安定ということもありますんで、ご理解していただいた上で、違った角度からは、例えば第3子とかね、増えた時には、今回、給食費の無料とか、そういったこともさせていただいております、保育料の無料とか、そういった別の観点でやっていきたいと思っておりますんで、ご理解願います。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

別の観点でも、是非やっていただきたいと思いますし、私は潰れるような大きな支出をお願いしているではありませんので、潰れてしまうようなですね、壊れてしまうような言い方、是非、壊れてしまうようなことをお願いしているわけではありません。

5割、2割、7割の軽減制度がございますが、紀北町では60%の方が、それに入っております。是非、第3子が生まれても、保険料は国保に入っている方は、増えますので、そのことも頭の片隅に入れていただきたいと思います。

続いて、就学援助について、質問をいたします。

12月議会、3月議会に続いての質問になります。義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条により、経済的理由によって、就学困難と見られる学童・児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されております。

12月議会、3月議会では、入学金準備金の増額と、入学前支給を求めましたが、国の制度の変更については、把握している準要保護者の支給については、検討しているという回答でした。

その後、文部科学省は、要保護者に対する就学援助の新入学児童生徒学用品費等入学準備金について、3月31日に文科省が、都道府県の教育委員長宛てに、通知を出しておられます。その内容は、1つは国の補助単価を2倍に引き上げること。そして、2つ目は、支給時期について、中学校は入学前でも可能であることを明示し、また、小学校については交付要綱を改定し、入学前の支給を可能にしました。

このように、国も国民の皆さんの運動などもあり、国会で質問があり、制度が前へ前へと前進しております。国の制度の拡充をめやすに、紀北町でも制度を拡充すべきですが、具体的にどう実施されるのか、町長の考えをお伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

就学援助費について、ご質問についてですね、お答えさせていただきますが、まずは就学援助費って、ちょっとわかりにくいと思いますので、そのことから説明させていただきます。

就学援助費につきましては、生活保護受給世帯であります要保護世帯に対する援助と、町民税非課税世帯などの準要保護世帯への援助費がございます。

そういう中で、要保護児童生徒就学援助費につきましては、国の補助制度となっておりまして、今年度より補助単価の見直しが行われているところでございます。また、準要保護児童生徒就学援助費につきましては、三位一体改革によりまして、平成17年度より国の補助が廃止されまして、税源移譲・地方財政措置が行われ、市町村が単独で実施しているところでございます。

紀北町におきましては、子育て世代への支援といたしまして、就学援助費の支給に加えまして、昨年度より幼小中学校における第3子以降の給食費の無料化、幼稚園及び保育所における多子世帯への保育料等の軽減措置、小学校新入学生に対する新入学用品の支給を実施することにより、子どもを安心して、産み育てることができるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の就学援助費における、新入学用品の入学前支給と、市町村で実施します準要保護児童生徒就学援助費における、新入学児童生徒学用品費の補助単価の見直しについては、今後、前向きに検討したいと、そのように思っております。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

前向きに検討したいという、お話でしたけれども、具体的には、どのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

今回、先ほど言いました文部科学省はですね、3月31日に、三重県教育委員会が市町村に出した通達です。補助金についての通知、これなんですけれども、この中にはですね、国庫補助、具体的にこう変わりましたということが書かれております。

そして、その中にですね、平成30年4月就学予定者に対し、平成30年3月に、新入学児童生徒学用品費等を支給する場合は、平成29年度の交付申請書に計上と、ここまで詳しく書かれております。

ですから、紀北町でもですね、前向きに検討したいということですが、よりそのことを前進させるために、29年度の更新申請に計上されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃったように、国のほうもですね、この制度を決めるまでには、相当いろいろ議論されたと思います。そういう中で、国が今年度から制度を改した。ですから、我々としては、その制度に合わせて、どうするかという検討のお時間をいただきたいという事です。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

検討の時間をいただきたいということですが、くどいようですが、29年度に申請するかどうか、もう一度お伺いいたします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それが最初に言った、前向きに検討でございます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

町民の皆さんに対してですね、前向きに検討するというご回答は、私は町民の皆さんの中ではですね、検討するという事は、やるよという答えではないんじゃないかと思っておられる方もみえます。是非、そこのところですね、あと55秒しかありませんけれども、前向きの具体的なですね、せっかく文部科学省も、これは皆さんの若い子育ての皆さんの声が、国会に届いて、国会も動いたので、是非、紀北町でも前向きを、具体的に動かしていただきたい。ご回答がないのか、もう一度お願いして、私の質問を終わりたいと思いますが、皆さんが期待しております。どうぞご回答ください。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

具体的に、前向きに、検討していきます。

玉津充議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

もうあと15秒しかないので、これで私の一般質問を、少し残りますが、今の町長の答えが、町長のお考えであったことを確認して終わります。

玉津充議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで暫時休憩します。午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 45分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

玉津充議長

次に、8番 入江康仁君の発言を許します。

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ただいま議長の許可を得ましたので、6月議会での一般質問を行います。

前回の3月議会です、町長出馬についての質問に対して、答弁として、紀北町合併10年が過ぎ、紀北町第2次長期総合計画の策定に基づき、実行するよう頑張りたいとの町長選出馬表明をいただきました。

今回、その約4カ月後には、町長任期が全うするわけですが、それを控えてですね、今回、町長に高齢者の方々、また、生活弱者の方々への思いやりの政策について、重点に質問していきたいと。

まず、第1にですね、これは今まででも質問してきたわけですが、老人ホーム赤羽寮に

ついてであります。前回の老人ホーム赤羽寮の改築に対しての質問では、町長の答弁は、改築には否定的でありました。しかし、私はこの老人ホーム赤羽寮を利用している人たちは、また、利用しようとしている人たちは、戦後70年、この紀北町の発展にご尽力していただいた方々であります。この方々が、最後は紀北町に住んでよかったと。また、紀北町のために頑張ってきたと、良かったと思われるような、高齢者の方々が喜ばれる、福祉政策を望むものであります。今の老人ホーム赤羽寮の現状を見て、町長に、どのように思われるか、答弁をお願いいたしたいと思っております。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、入江議員のご質問に、お答えいたします。

赤羽寮についてはですね、度々ご質問いただいているところでございます。高齢者へのご配慮があるということだと思っております。老人ホーム赤羽寮は修繕維持をしながらですね、町営で運営していくということは、以前もお話させていただいた、基本的な考え方でございます。

その中で、利用者の安全・安心を最優先に考えていかなければいけないと思っております。今後ともですね、改修が必要なところにつきましては、早期に予算化し整備を行ってまいりたいと考えておりました。全ては利用者目線で、老人ホーム赤羽寮をご利用される、多くの高齢者の皆様にとって、いつまでも楽しく穏やかに過ごせる場所となるように、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今ですね、町長の修繕に向けての老人ホーム赤羽寮、老人ホームのいろいろな改善をやっていきたく思いますが、町長、その中でですね、その修繕を、これからいろいろ築何年でした、町長。

50年、60年ぐらいになるのではなかったかな。その中で、修繕だけでは伴わないところが出てくると思いますが、その修繕費とですね、また、新しく改築するという予算的な差額というのは、町長の試算では、どのように考えておりますか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、そういった差額については、積算もしておりませんが、基本的には、今までもですね、1億近い修繕を、ずっとかけているところでございます。そういった意味からしてですね、じゃあどれぐらいかかるのかと、やっぱり十数億、養護と特養を両方そろえばですね、かかる事業だと認識しております。

そういう中、我々といたしましてはですね、やっぱり高齢者の方が、どうやって暮らしていくかということをおそらく施設の新しい古い別で、しっかりと高齢者の立場になって、考えろということだとは思いますが。

そういった意味からしますと、今年ですね、新たな施策というか、方針、改善をですね、少しお話させていただきます。当初予算にもございましたね。以前、そういう施設に入っただけですね、施設利用者の方を、いろいろあったという問題もございまして、今年度、センサーとカメラを設置させていただきます。それはより安全・安心を、施設利用者のより安全・安心と、それからですね、やっぱり認知症の方もいらっしゃいますんで、知らないうちに施設から出ていくと、赤羽寮から出ていくということもございまして、そういった部分についてですね、やっぱりしっかりと見守っていかなければいけないということで、29年度予算、予算化させていただきました。

それと、もう1点、大きな改善点となるのは、今までやってなかったのかとあって、叱られるかもしれませんが、新たな職員が入りました。そういうこともございまして、今、4つの部会で、専門部会を立ち上げまして、この29年度さらなる赤羽寮の安全・安心・快適に暮らしていくためのですね、専門部会での検討会を始めました。

ですから、この29年度中に、そういった検討会から出た、いろいろなことがあればですね、また30年度、31年度の予算にも反映していきたいなと思っております。そういった意味で、日々改善をですね、考えながら、赤羽寮の運営をしているところでございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

町長、僕らにもね、わからないところの、いろいろな町長なりの、今の答弁の中で、安全管理の仕事を、いろいろな前向きな検討をしているなというところが伺えます。その中

ですね、町長、本当に改善に向けては、やっぱりこの入所している方々が、本当に最後は紀北町に住んでいて良かったなど、紀北町のために頑張ってきて良かったなどと思われる、入所のそういう人たちに思われるような政策をですね、町長のね、住民目線の施策の中でも、十分取り入れていただいて、そういう思いの中で過ごせるよう、改善もどンドンとやっていただけたらと思いますので、よろしくお願い、そのところはいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいまご質問あった、養護老人ホームにつきましては、開設が昭和46年、特別養護老人ホームにつきましては、昭和49年となっております。

ですから、施設が老朽化しているのは事実でございますが、雨漏りとかですね、廊下、床ですね、それから、昨年度、28年度においては、玄関前がデコボコしておりましたので、高齢者がけつまずいたりしやすいということで、昨年度に玄関前の整備もさせていただいたようなところでございます。

それから、基本的に思いやりのということ、議員がおっしゃっていただきました。私もですね、思いやりの、孔子先生がいつも言った言葉は、恕という言葉、いつもお話しさせていただいております。

ですから、それが住民目線という言葉になったということでございますので、思いやりのある、利用者に対しての思いやりのある赤羽寮にしていきたいと、そのように思っております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の町長の答弁のとおりですね、そういう気持ちの中で、しっかりと老人ホームの赤羽寮の運営をやってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目に入ります。

この2つ目のですね、きいながしま古里温泉の運営についてであります、これちょっと町長、合併する前だったんで、担当課はわかるかな。この何年に計画を立てて、どれぐらいに予算の中でやりましたか、ちょっとわかっただら言ってもらえます。

玉津充議長

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

お答えさせていただきます。

きいながしま古里温泉に関しましてですけれども、平成5年度にですね、健康とスポーツをテーマとして、心と体のやすらぎを提供する場というホリスティックリゾート整備構想に基づいて、温泉施設の展開に向けて、温泉の探索に着手したところから始まっておりまして、事業費といたしましてはですね、平成5年度に温泉掘削の調査とか、掘削業務の一部を行いまして、3,931万9,000円。平成6年度に温泉の掘削業務といたしまして、1億1,240万円。平成7年度はですね、温泉施設の建設等々の費用でですね、1億2,462万3,000円。合計しますと、2億7,634万2,000円という事業費でございます。

その後ですね、休憩室の増築等々と改修を行っておりまして、その費用が1億3,897万9,000円程度、全てを合計いたしますと、4億1,532万円の事業費となっております。

以上です。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

町長、この施設はですね、合併前の施設でございますんで、この古里温泉には、当初からいろいろな問題点があったわけです。要は掘削、先ほどいったように、1億1,000万円の予算の中で、温泉が出なかったということで、もっと深く掘らなきゃならんということで、追加で5,000万円ばかり出たかな。その中で、それで今度は、浴場施設に関しては、完成時に、施設が傾いておって、それでまたこれを修理するような、いろいろな問題点があった施設でございます。

その中で、なんとか運営もやってきて、これ福祉も関わることなんで、いいんですけど、町長、これもうね、だいぶ古くなって、今も、今まででも、近年ですね、いろんな補修費等の予算が高額になってきております。それで、別に運営に対しては、赤字はね、少々福祉も絡んでおるからいいと思うんですけど、これからもっともっと、やはり大きな予算を付けなければ修繕できないような事態が、もう近々に来るんじゃないかと思うんですよね。

その中で、もう建ってしまったもんは、僕はしょうがないと思う。しかし、町長、このいうたらあまり感心できない、この施設をですね、町長、今度は尾上町政の中で、何とか

いい方向に活用できないものかなど。要はこの温泉も、最初は元湯やったんですよ。元湯で前の山のほうへ施設を建ててということが、本来の計画であったけど、いつの間にか、ここへこういうふうに建ててしまった。

これに対してはいろいろな土地の取得とか、いろんなどころの、いろんなもんが絡んでおった。そこは細かいところまでは言いませんけど、この古里温泉に対しては、これから高額な修繕、また、改修の予算が必要となってくると思われるので、そうなった時の町長のいうたら、これからの運営に対しての発想的なもの、どのように持っているかというところを、お聞かせいただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古里温泉のほうはですね、経緯等は私あまり詳しいことも、わからない部分もございますが、当初はね、山の上のほうに、駐車場も設置してということなんでしょうけど、今現状ではですね、なかなか難しいのではないかと、私は考えております。

それと、開業20年以上経過している施設でございますので、その間にはですね、浴槽を広げたりとか、そういったことも行ってはきているんですが、今ですね、施設そのものを更新するとか、そういったのがですね、大変難しい場所に、今、建っております。向こうが川、こちらが機械室、そういったことでですね、増築もままならないようなところでございますので、立地形態なんで、なかなか根本的には、今の段階でただちにとというのは難しいと思います。

それと、あと修繕、大きな修繕も、ほとんどが機械類でございます。やっぱり機械というのは、一定の期間がくればですね、改修しなければいけない。施設なんかで不自由がでたら、勿論改修はしていくんですが、今、大きな金額的には、やはり機械の、特にポンプですね、そういった改修になっておりますので、これからですね、いろいろその利便性について、またそれから快適に入れるような方法というのを、考えているところでございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の町長、その機械類の改修、修繕代が主にと。確かにポンプなんかは、外国製のもの

であるということを知っておるし、また、特殊なものであると聞いております。それで金額も高額なものであるということの中でですね、やはりそういう私は1つ修繕とか、機械の交換に関しては、やはり町の職員の専門的な人がですね、業者の言いなりにならないような、やはりそういう機械類に強いような職員もですね、専門的に、これだけのものじゃなくて、RDFもあるし、紀北町の場合、いろいろなところの修理、修繕があると思うんですが、そういう専門的な職員を採用するような、あれはございませんか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ですね、こういった専門的なものを、こういじれる、解るといふ職員、確かに明確にいないのは事実でございます。しかし、いろいろな方の意見を聞きながらですね、RDFもそうなんですけども、温泉等もですね、議員の皆さんの中からも、いろいろこうしたら、ああしたらどうやという提案もいただいております。

そういった中で、1つの業者は勿論、専門的な部分があるんで、ただ、いろいろな業者からですね、お話を聞いたり、見積りが適正であるのか。また、我々としても、今、出された金額が適正かどうかということで、値引き交渉したりですね、そういったことをやっていきたいなと思いますんで、より専門的な知識も勉強しながら、どうすれば適正な価格、今も適正だとは思いますが、そういったものをですね、より精度をあげていきたいと、そのように思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の答弁いただきまして、そのような方向でやっていただければなと思いますので、よろしく申し上げます。

またですね、その今の浴場に関しても、ちょっと中途半端なような気もするんですね。それでちょっと、それで休憩するにしたって、まだ、食事するところもないという中途半端な、今、ような状況ではないかと思うんですが、いろいろ食事を出したり、また、アルコール類を出して、いろいろな問題もあったということも聞いておりますが、そういうところの改善をしての運営は考えておりませんか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとご意見もいただいて、勿論、熱心な議員の方もいらっしゃいますので、提案
いただいてですね、毎年のようにどっかを変えています。今、我々は行政全般なんです
が、改善、去年より今年、何をしたか。今年より来年、何をするとか、そういうことを
ですね、常に念頭においてやっております。

そういった意味では、今年ですね、古里温泉については、浴槽の満水化とですね、も
う1点、古里の職員による送迎サービス、これを今、検討しているところでございまして、
今年度中に個人送迎なんですけど、浴槽の今おっしゃったようにね、大きさもないんで、
そういったものができないかということで、検討中でございます。

玉津充議長

町長。

尾上壽一町長

答弁不足で申し訳ございません。

先ほど申し上げたように、スペース的にですね、大変難しいところもあって、渡り廊下
なんかをすればなんですけど、ただ規模が規模なんで、そこへ集中的に、食堂等の経営が
ですね、できるほどの人数が、一時期に集まるかどうかという問題もございまして、今
のところは考えておりません。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

職員による送迎と、これはいいことだと思うんで、是非、推進して行ってほしいと思
います。

そしてですね、もう1つ、食堂なんかは、町の経営じゃなくて、民間でも希望する人が
あればですね、やはり渡り廊下をつけてでも、増築をして、1つその食堂部分の改築など
は、どうですか、町長、考えておりませんか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前ですね、銚子川に温泉をというお話がございました。そういう中で、やはり飲食が

ですね、諸刃との剣でございます。温泉等は一定の収益、安定なんです、そういう飲食なんかはですね、いい時はいいけど、悪くなりだすと人件費がかかってですね、一番赤字の大きな引き金になります。そういったことも踏まえますと、今あの程度の広さの浴室しかない部分でですね、それを、食堂をしていくだけの利益は、おそらく出ないんじゃないかと、私は思っております。

私自身も飲食業の出身でございますので、そこについては、検討はさせていただきますけど、難しい問題ではないかと思っております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それじゃあ、町長の今のお考えの中では、今の現状のままの中で、修理、機械類の修理するところは修理しながら、今の状態のような運営管理をやっていくという考えで、捉えています、それでいいですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、やっぱり経費の削減と、それから、お客様をいかにして増やしていくかということだと思います。ですから、経費の削減は勿論、先ほどね、指摘いただいたように修繕1つとってもそうなんです、できるだけ適正な価格で、修繕等をしていただく。

それと、やっぱり利用者目線ですね、先ほど赤羽寮でもございましたように、お越しいただいた方に、満足していただけるようなサービスが大事で、居心地がよくなれば、リピーターとして再度お越しいただけると思いますんで、その辺をですね、しっかりと、この経営の中でやりながら、何ができるかということをやっていきたいと思うんです。

その何ができるかで、1つあれば、昨年でしたかな、一昨年か、グラウンドゴルフ場をですね、上の駐車場をですね、グラウンドゴルフができるようにさせていただきました。それで、尾鷲からもお越しいただきまして、温泉へ入って、お帰りいただくと、そういう流れも今できておりますので、そういったことも含めてですね、多くの方が利用できて、先ほど議員おっしゃっていただいたように、町民の福祉、そういった部分ですね、いかに反映していくかという部分だと思いますんで、そういう努力は続けたいと思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の答弁をいただいて、古里温泉問題は終わりとしたしたいと思います。

続いてですね、高齢者の方々の移手段となる交通網についてというところに入りたいと、3つ目の質問に入りたいと思います。

当町には、現在ですね、紀北町地域公共交通会議がありますが、私はその会議にも出ておりますが、これは国の制度に沿った、補助制度を利用する会議でないかなと思ってね、おったわけです。

私はそうでなくて、この紀北町の地理的を十分把握している、私が常々言っている役場の職員、頭脳集団と私はよく言いますが、その人たちが何かのプロジェクトチームをつかってですね、町長、紀北町独自の高齢者の足となる、交通システムをですね、つくっていただいたらどうかなと思いますが、町長、このような提案はどうでしょうか、ちょっと。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公共交通ということなのですが、今、ご提案いただいたように、お話いただいたように、この公共交通会議、これは網計画って、正式名は地域公共交通網形成計画をつくってですね、今の会議の中で、一面補助金をいただくためにも、こういう計画をつくらなければいけないという、いこかバスなんかも、そういう観点から、補助をいただいたりもしているんですが、基本的には交通の専門家が、皆さんが入っていただいておりますんで、そういった部分のところで、基本的な部分のご提案をいただいております。

今、議員がおっしゃるように、じゃあどうするかというのを、今、企画課のほうで一生懸命考えていただいておりますんで、ご提案があったらですね、いろいろとお聞きしたいと思いますし、今、企画課のほうでも、聴き取りアンケートとか、一緒に乗ってですね、乗車中の聴き取りなんかも行っております。

そういった意味で、今のところやっておりまして、今、プロジェクトチームというのは、ないのは事実でございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今の、町長、答弁の中なんですけど、私は、この地域のいろいろな方々、高齢者の方々、また、地域の実情というのがね、やっぱり役場の職員が、一番把握しとるんじゃないかなと。その中で、その補助制度を利用する、補助金を得るための会議は会議として、私が求めているのは、やはり紀北町の全体を、把握している役場の職員たちの知能を集結した1つの、私は会議の中で、1つの交通システムをつくっていったらなと思う。

それはやはり福祉に関連しますから、私は全町をいろんな形の中で、小さな10人乗りでもいいし、20人乗りのマイクロバスでもいいし、その中で全町のシャトル的な運営の中です、やはり最初は、経費は要ります。経費も要るし、維持費も要るだろうけど、やはりやるべきことはやって、あかなんだったらいつでも止めたらいいんです。

1つのやっぱりやってみて、住民の方々のニーズにあうような交通システムを、私は、紀北町独自で、いろんな制度の中で、するんじゃなくて、全国でここだけだと、こういうシステムをやっているんだというね、やっぱり福祉に関して、関連した交通システムの形をつくれなにかという提案なんですけどね、町長。

そこはどうでしょうかね。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど言葉足らずなんで、あれかもわかりませんが、公共交通会議です、これは専門家の皆さんが入っていただいて、全体的な補完をしながらです、今、いったような補助金をいただくというのも、一部のことはございますが、この公共交通網を形成するには、どうすればいいかということで、議論していただいております。

その部分は本当に大事な部分だし、大事に議論していただいているところなんです、今、議員おっしゃるようにね、地域に合った、公共交通網が大事だと思うんです。そういう意味では、これからはいろいろな知恵を出しながら、やっていきたいと思いますが、議員が真っ先に言われた、自分も会議へ入っているんだと。あの時の、お話していただいたように、三重交通やJR、そういったものがございまして、三重交通様も基本的に公共交通を守るという意味で、自社で赤字を出しながらです、運転していただいております。

そういう路線を確保、これが例えば一定の乗車率がなくなると廃線になります。そんな

ると大変な問題にもなりますんで、257平方キロメートルという、この紀北町をですね、どうやってこの交通弱者と言われる、公共交通の空白地帯、そういったものをカバーするか、これは議員おっしゃるとおり、どんどん新たな方法論があれば、紀北町が初めてでも結構だと思うんですよ。

そういうことでやっていかなければいけないなと思っております。ですから、いろいろな形で、勉強していきたいと思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

先ほど町長、答弁の中で、交通会議の中身を、少し述べられましたが、そのね、確かに三重交通、いろいろな方々の協力、JRとかの協力もあって、今の交通システムが現在あります。これは、今までの形としての中で、維持していくために、どのようになって、地方の市町村も、三重交通に、維持していくために、補助金を出したりして、やっておるのは事実でございます。

それは、僕はよくわかるんですよ。わかるんだけど、私が言いたいのは、そういういろいろな補助金も出してしている中で、私は1つのシャトル的な、紀北町のあれをするのにね、私は本当にマイクロバス10台もあれば、それで10人の運転手の雇用が発生して、シャトル的に走らすのであれば、私は、今、補助金を出しておるプラスアルファ、その中の予算的には、まだまだ私は、予算的な面にちょっと追求するとですね、町長、いろいろな無駄の省かない、いっぱい予算もあると思います。

そういうところも、いろいろ集積してですね、そういうところの、町民の皆さんが一番喜ぶ、その交通システムの中の予算化するのであれば、私はこれは最高ではないかと思うんですね、町長。

だから、交通会議とまた別な感覚の中で、1つ町長、私あれここで言いますけど、今までの交通のシステムの中で、三重県は今、本当にこの許可制ですね、バスの許可制、路線の許可と、今まで言っていたんだけど、路線の許可に関しては、ものすごく三重県は、三重交通一極主義やったわけですね。

それで、そういう中での流れで、一番遅れていたのが、三重県じゃなかったかなと思います。だから、よその県の中で、その助成金を出して、交通システム等をつくっているところがあるかなというところが、思うんですけど、そういうところがあったら、ちょっと

例ありますか、町長。ちょっとお答え願います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的な部分ですね、先ほど申し上げました。257平方キロメートルという紀北町、大変、奥から奥まで、奥って失礼ですね、遠いところから遠いところまでというですね、相当な距離がございます。そういう中で、我々は基本的には、今、公共交通のプロである三重交通に残っていただく、これも一方で考えないと、三重交通、今、何便も出していただいております、各路線でですね。これを全て町で賄うということは、私としたら、とてもお金の面だけではなしに、運営のそういうこともですね、大変だと思うんです。

ただ、逆に県外じゃなくても、玉城町のようなところだと、ほん、自分たちのですね、あそこ10分の1ぐらいかな、うちの広さ。何kmかける何kmなんですよ。ぐらいのところなんで、ああいうところだったら、今おっしゃるような巡回バスを出して、デマンド型もいいんですが、我々としては、そういうJRとか、三重交通を生かしながら、その空白地帯なんかを、どうカバーするかという、ここで難しい部分もございますんで、ただ、議員おっしゃるように、そこに手をこまねいているということは、よくないと思います。

だから、そこを、改善をしていきたいと思う感覚で、ずっとやっているんですけど、これからですね、今、議員おっしゃるように、失敗はできないですけど、どんどんいろいろなことにチャレンジしながら、例えば福祉の面から言えば、今、免許の自主返納者はですね、三重交通様が半額料金にいただいた、いこかバスも半額にしていますよ、そういう証明書があればということなんですけども、そういうこともやっていますんで、そういう中で、特定の方たちに対する補助とか、そういう特定の地域に対するデマンド型の車を走らすとか、そういったこともですね、今後を踏まえながらやっていきたいと思います。

おっしゃるとおり、総員の知恵を絞りながらですね、ここらをどうするかということが、大変重要なことだと考えております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

町長の、今、答弁いただいた考え方も、よくわかるんですが、私は、今、言われた270キロですか、町長。257のあれはね、十分ね、単純にして10台、10台の29人乗りのマイクロバ

ス5台、10人乗りのマイクロバス15台と、これは10台でもいいですわ。仮に10人乗りのハイエース型のマイクロバスを10台して、大きなマイクロバスを5台、15台にしてね、それで運転手15人、あれしながら、いったん試算しても、当初、投資的なもんはね、本当何千万ですむんですよ、町長。

そんなら、今、助成出している何千万という金額が、私は十分に浮いてくるんじゃないかと。そして、その便数が多いところの形の中で、利用する、高齢者の方々、また一般町民も利用していくんじゃないかなと思うんですね。

どうですか、そういうとこの発想はないですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一定の三重交通のところも、うちも500万円とか出しております。ただ、三重交通を生かしながら、三重交通、先ほど申し上げたですね、1,000万円単位で赤字を出しながら、公共交通を守っていただいております。国や県の予算が入った上でですね、だから、そういうことがありますんで、我々としては、試算をね、やれということなんですけど、まず、我々の基本的なのは、JRなり三重交通様なりがですね、基本的に生き残って、今の運営形態をしていただいて、その補完的な部分で、なんか町ができないか、しなければいけないという考え方なんで、三重交通様を取っ払った、JRいいよ、という観点ではありませんので、そこはちょっとご理解いただきたいなと思いますね。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

僕の質問も、仕方が悪かったんじゃないかなと思います。町長、その三重交通を排除してとか、どうかじゃなくて、仮にそれはその中でね、助成金もこういうふうに、独自で考えたよと、紀北町は。

それで、これをちょっと実施してみたいなと。要は、利用する人たちが、当初は少なかって、紀北町の交通網を考えた、プロジェクトで考えたほうが、利用者が増えてきたと言われるような、あれをして。だから、今のある既存の、どんどん、どんどん排除していけということじゃないんですね。

できたら、紀北町独自の交通システムを、紀北町の頭脳集団の中で、つくっていただい

たら、どうかなど。それで、やはり今の現状では、町長、やっぱり利用する人が少ない。いこかバスにしても、何にしても、やっぱりこれを、やっぱり増やそうと思うと、やっぱり時間的なものと、コースのことも関連してくるんじゃないかなと思うけど、どうですか、そこで、副町長、あんたちょっと、企画のほうで最初、担当しとったんやで、ちょっと考えがあったら、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

玉津充議長

中場副町長。

中場幹副町長

ご指名いただきましたので、発言をさせていただきます。

過去の話ですが、先ほど議員さんが言われましたように、いろんな公共交通も検討いたしまして、その1つの例としてですね、デマンドタクシー等の検討もいたしました。ただ、経営となりますと、結構厳しい部分もございますので、その部分、それを利用する方を絞ってですね、補助なんかも考えたらどうかという提案も、実際にはございました。そういうのも検討しております。

それと、この地域公共交通なんですけども、議員さんおっしゃられましたように、利用者の利便性とか、そういうのが重要ですし、いろんなことが考えられると思いますが、基本的にはですね、今、運転免許を持っておられる方も含めてですね、バスをできるだけ、ご利用いただきたいというのが、基本でございます。

免許を持っておるんで、乗らん。免許なくなったんで、バスというわけにはいきません。ですから、私どもも含めましてですね、免許を持っている元気なうちからですね、少しでも公共交通をご活用いただきたいということで、この公共交通を維持していきたいという考えもございます。

以上でございます。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今ね、副町長がいうたように、今の現在もあれも維持しつつ、いろいろ、私の、今、質問で言われたシステム等も考えていただいて、もっと利用が増えるような運営をやっていくよう、努力していただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

これで3つ目の交通手段に対しては、質問を終わります。

次に、荷坂やすらぎ苑にかかわる紀伊長島地区への施設建設計画について、町長に質問をいたすわけですが、この荷坂やすらぎ苑はですね、町長、これも当初、紀伊長島時代に、議会も2つに割れ、町民にも説明会を開いたり、いろいろな問題がありました。

実際に、町外になぜ持っていくんだらうということと。

それで、また一部議員らの隣町の大内山村と、まだ存在しとった時の、話の中でのことがあってですね、議会でも大変もめました。しかし、これも今やってきてですね、償還期限は町長、去年で終わったんやったかな。今年やったか、ちょっと答弁をお願いいたしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、ご質問があったですね、償還の返還ですが、平成29年度で終了となっております。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

この当時ですね、施設に関しては、地元にて建て、アパート暮らしの人たちもね、告別式、葬式が出せるようにしたらどうかという意見と、また、荷坂へ持っていくという意見と、2つあったわけですが、今回、いろいろな改善をなされて、今までは、葬式も出せなかったというところであったらしいけど、今、告別式も通夜も、8時まで延長してやっているということなんで、有効活用しているなど。

これもね、大紀町との合併の、大紀町の中で意向も、動いておるんじゃないかなと思います。今回、約4,000万円以上を投じて、拡張をやっているということなんですけど、やはり償還が過ぎた中でですね、町長、私はこの施設を、今、初めて原点に戻って、この紀伊長島地内に、なんですか、焼き場というたらあかんし、なんやった、火葬場だけの施設をですね、やはりこちらへ向いて、移設するようなことを考えられないかということで、斎場について、今、民間でもいろいろな斎場が、努力してやっています。

だから、この人たちに、迷惑のかからないように、火葬場だけでも、ちょっとしたものを、紀伊長島のほうへ移転できないかという、私の強い思いがあるんですけど、町長その点はどうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご提案で、大変辛い答弁になろうかと思いますが、まずですね、我々合併して、何をやらなければいけないかという、統廃合したり、不用な施設を除却しなければいけない。そうしなければ32年以降のですね、合併特例債もなくなる。2町換算もなくなる、1町換算になるよという時に、大変厳しい状況でございます。

そういう中で、新年度、火葬場のレンガの積み替えとかですね、炉内の大改修、それから、会議室の改修なんかも、予算化させていただきました。したがって、火葬炉等につきましても、延命がなされたということでございますので、当面の間はですね、このやすらぎ苑と浄聖苑と2箇所ございますので、そこで運用していきたいと、そのように思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

新たにね、投資して、建てるということは、やっぱり合併特例債、32年までですか、のことも勘案して、考えれば、財政的なものもね、私どもではわからない、町長サイドのお考えもあろうかと思えます。

これはですね、そういう投資的なものも、絡むわけですから、あえては言いません。できたらね、できたらまた財政に余裕ができてきた時には、やっぱり地元につくるというのが、私どもの希望でありますので、また、そこを考えていただきたいという思いがあります。

また、そのマイクロバスの助成金についてですね、これも荷坂が、荷坂やすらぎ苑になった時に、その大内町政の中で、その4万円の、2万円の補助金を出すよと。町民に約束したことなんでね、できたら復活をしていただきたい。これは、前々回ですか、奥山町政の時にも、質問したと思えますけど、その時の理由は、海山はやってなかったんで、やめたということであつたけど。

そうじゃなくて、今度は私は、町長に期待するのは、やはり福祉、住民目線の中での、行政を目している町長に対しては、やっぱり住民の立場で考えていただいて、復活できるようであれば、また、再考願えたらと思っておりますが、そこはどうでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

マイクロバスの助成金についてはですね、奥山前町長の時も、議論あったのを、私は議員として知っておりますし、私になってからも、申し訳ないですがというようなですね、お話もさせていただいております。

そういう意味ではですね、大変、心苦しいお話ではございますが、先ほど申し上げたように、例えば、やすらぎ苑がなくなった時、紀北町で1つで、火葬場をするよとなった時に、大変遠くなると、またいろいろ検討もしなきゃいけない。そういうものも出てくると思います。

この問題につきましてはですね、先ほどの公共交通の問題、交通、移動の問題ですね、そこに大変大きく絡んできます。ですから、高齢化が進展して、そういった移動がしにくくなったのも、事実でございます。交通量等はね、高速で通るようになったんで、減ったんですけど、そういったものとか、火葬に行かれる方の人数等が、以前と違って、本当のお身内の方しか行かれないとか、いろいろな状況も出てきています。

そういった部分もして、しかしながら、利便の悪いところというのが、いっぱいありますんで、この火葬に関してだけじゃなしにですね、そういったものも含めて、そういった高齢者の方の移動とか、住民の方の移動で、例えば学校でもそうですよね。遠くなって、志子小なんか、そういう移動の配慮をしなければいけないと、そういう問題が、これから多々出てくると思います。

そういう時に、そういう移動手段をですね、町は確保しなければいけないという考え方がございますので、その時、その時、ケースバイケースでですね、しっかりと、そういう移動に不便、例えば、そういう統廃合したり、1つ無くなるというようなものがあれば、それらをカバーするのに、どうすればいいかということですね、これからも考えていかなければいけないと思いますんで、全体論の中で、しっかりと捉えていきたいと、このように思います。

玉津充議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

私どもと違って、町長の場合は、全体的にいろいろな視野の中で、決断し、考えていかなければならない立場でありますんで、私は、このやすらぎ苑のマイクロバスの助成に、

1本に絞って言いましたが、これからもですね、できたらいろんな事情はよくわかりました、町長の答弁で。その中で、町民とこれからもね、言っておきたいのは、町民と約束したことは、やはりその施設に関連したものが、施設がある限りは、やっぱり続けていてほしいと。

その予算的なものもね、何千万、何億の大きなもんだったら、これは再考する時もありますし、また、その時代に沿った、また、議論をしながら、変えていかないかんこともありますけど、この予算的には、いつも年間200万円ぐらいの予算でありましたんでね、そういうことの中で、住民に対しての、サービスができればという思いから、私も今回、人とのいろんな要望も来ておりましたので、質問させていただいたような次第でございます。

今の答弁のように、全体論の中で考えていただければ、それで結構かと思います。

もう議長、これで私の今回の質問を終わらせていただきます。

玉津充議長

これで、入江康仁君の質問を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩します。2時5分まで休憩とします。

(午後 1時 50分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 05分)

玉津充議長

次に、11番 奥村武生君の発言を許します。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1. 三戸川周辺の環境保全について、畜産クラスター事業について、10月27日に突然、全員協議会が開かれたが、水道水源保護審議会開催までには、三戸川周辺の環境保全のために、議員にもっと早く情報を知らせるべきであったと思うが、どうでしょうかという質問でございます。

前と同じ質問になるんですけども、答弁が、10月27日から、11月2日に限った答弁でありましたので、再び、同じ質問となりました。よろしくお願いします。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問に、お答えをさせていただきます。

畜産クラスター事業につきましてはですね、10月27日の全員協議会で説明をさせていただきました。

このことにつきまして、計画が立ち上がった時、時点からですね、養鶏施設の今までの経緯等もあり、事業者とも協議調整をしてきたところでございます。

計画地が水道水源保護地域であり、水道水源保護条例の手続きが必要でございました。地元が抱えている養鶏施設への感情等の課題をクリアーしない限り、事業化は不可能であるということなどについて、協議並びに指導を行ってまいりました。

そういった事業者との協議、指導を積み重ねて、10月27日の全員協議会で、資料に基づいて説明をさせていただきました。

水道水源保護審議会までに、議員に情報を伝えるべきであったとのご指摘でございますが、今回の畜産クラスター事業は、あくまでも民間の事業でございまして、制度上、町の予算化が必要であることから、補正予算の上程の前に、全員協議会で説明させていただくという形になりました。

その前提といたしまして、水道水源保護条例等の手続きが、整うことが条件として考えておりましたので、水道水源保護審議会が開催された後の10月27日、全員協議会を要請させていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

農林水産課長からですね、今回の時系列を、まず、お話いただきたいと思います。

準備があつて、審議会を開かれて、全協が開かれ、それで、11月27日からということになったわけですが、そのちょっと詳しい時系列をお願いしたいんです。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

時系列として、申し上げます。

平成28年9月13日に、水道水源保護条例に基づく対象事業協議書の提出がございました。それを受けまして、平成28年9月27日、平成28年10月14日に、水道水源保護審議会が開催されております。

その後の平成28年10月27日に、議会全員協議会が開催されまして、平成28年11月2日に、当該補正予算を上程いたしました臨時議会を開催していただいております。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

その臨時会までの期間ですね、私にわからないのは、なぜそこまで、急がなくてはならなかったのかということについての説明を、課長お願いしたいんです。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

先ほど申し上げさせていただきましたとおり、議会全員協議会が、10月27日。臨時議会が11月2日でございます。この日程につきましてはですね、あくまで結果的にこうなったことでございます。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

なぜ11月、臨時議会まで、そんなに早く開く必要があったのかということが、私はわからんのですよ。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

繰り返し申し上げさせていただきます。

あくまでも、全員協議会でご説明申し上げましたのが、11月2日に上程を予定しております補正予算案について、ご説明申し上げましたことございますので、27日に説明させていただきます。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私が求めたのは、臨時会、保護審議会を開かれ、それで全協が開かれですね、あつと言う間に、臨時議会まで持っていったわけですけども、その期間というのは、そんなに急ぐ必要があったのではないですかという質問だったんですよ。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

10月27日から11月2日までのですね、期間が短いか、長いかというのは、私どもお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

答弁不足なんです。私の言っていることは、ちょっとおわかりになっていただけないという。水源保護審議会が開かれて、臨時会までに、そんなに臨時会を早く開かなければならないほどだったんですかという理由を、知りたかったんです。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

申し訳ございません。まだ、基本的にですね、端的に申し上げますと、確かに、平成28

年度の予算でございました。28年度もですね、11月に差しかかっておるといことも考えますと、事業の今後の進捗を考えますと、11月上旬に開くことが必要で、事業の進捗として考えると、11月上旬に開く必要があったことも事実でございます。

以上でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

前回も、鳥フルエンザが発生した折のことを質問いたしましたけども。

玉津充議長

奥村議員、今の言葉、もう一度正しく言ってください。

11番 奥村武生議員

鳥フル、インエンザですか。

玉津充議長

鳥インフルエンザじゃないですか。

11番 奥村武生議員

鳥インフルエンザですね、万が一ですね、発生した折は、焼却処分にするんでしょうね。町長で結構です。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

鳥インフルエンザ発生時の対応につきましては、県と今までも、ずっと協議をしてまいりました。そういう中で、今現時点です、紀北町として、その埋設処分が、適地がありませんのではないかという議論の中で、今、議員がおっしゃるように、焼却処分のような形で、今、県と協議し、その方向で今やっております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

次にですね、その水源保護審議会が、確か住民にも、議員にも知らせられなかったと思うんですけども、間違いですよ。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水道水源保護審議会についてはですね、地元住民とのお話もありますし、我々は予算化せんならんということで、十分そういうことも踏まえた上で、審議会が開催されております。

玉津充議長

町長、議員に報告せんでもよかったんかという質疑ですね。

尾上町長。

尾上壽一町長

水道水源保護審議会の案件でございまして、住民と町へ知らせなければいけないという、条例の中にありますんで、そういう手続きをとりました。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

そうすると、住民には、住民各位には、審議会が開かれますのでということは、通知されたわけですね。というふうに理解しますけども、よろしいわけですね。

それから、もう1つ、議員には、これ知らせていただいていないということも、よろしいですね。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協議書を提出していただいております。その中には、地元住民、それから町において協議をすることって、なっておりますんで、協議書提出があった後、赤羽地区の説明会が行われました。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

答弁漏れなんですよ、これも。私の言い方が悪いのでしょうかけども、赤羽地区の住民の皆さんにですね、何月何日、10月27日ですかとか、何月何日に、水道水源保護審議会が開かれますと、希望者はその傍聴に来てください等のことは、そういう、そういう周知はし

なかったんですかということなんですよ。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

課長のほうから答弁させていただきます。

玉津充議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、対象事業協議書の提出が、平成28年9月13日でございます。その後ですね、平成28年9月21日に、赤羽地区におきまして、説明会が開催されております。そういった中でですね、事業者のほうからも、そういった話があったのではないかというふうに考えております。

以上です。

玉津充議長

農林水産課長、審議会が開かれるということ、町民に周知したか、それから、議会に周知したかという質問です。

武岡芳樹農林水産課長

直接的にですね、地区説明会に中におきましては、そういった話が出たというふうに思っておりますけども、議員おっしゃられるとおり、是非、傍聴に来てくださいとか、そういった言葉としてはなかったのではないかというふうに思います。

また、議会に対しても、周知、通知等はしておりません。

以上でございます。

玉津充議長

農林水産課長、思っておりますですか、答弁。事実を。

武岡芳樹農林水産課長

当時の記録がですね、今、手元にございませぬし、確かな記憶もございませぬので、そういった発言があったようには思います。以上です。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今の答弁を受けてですね、これ住民の税金がですね、3億円を超える税金なんですよ、補助金なんですよ。当然ですね。

玉津充議長

奥村武生議員、それは税金は投入しないと思いますけど。発言、考えて発言してください。

11番 奥村武生議員

この前、聞きましたら、補助金というふうに教えていただきましたけども。国の金が、3億円からの金がつぎ込まれたわけですから、これは住民の皆さんにもですね、環境問題があるわけですし、それで、赤羽だけの問題じゃなしに、長島、全町の問題でもあるし、当然その初めから、時系列及びプロセスをですね、議会にも、住民の皆さんにもですね、私は真摯に申し上げるべきだったと思うんですよ。

いわゆるその審議会の前にですね、審議会が開かれます。それで、議会にもですね、議員にもその何月何日に審議会が開かれますということは、当然、伝えるべきだったと、私は思うんですけど、町長いかがですかね。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず基本的な部分はですね、これは民間の事業でございます。ですから、説明責任も民間に勿論ございます。そういった制度の中で、今、申し上げたように、町からはお金は、まったく入っておりません。国の補助金という形で入っておりまして、申請も国に業者がですね、クラスター事業ということで、申請しておりますので、水道水源保護審議会においても、事業者による地元説明という位置づけでございますので、そういったことで、結局、地元の住民の理解を得なければいけないということで、業者の方が、住民に対しての、そういう説明を行い、それで、最終的に苦渋の決断という形で、地元で認めていただいて、協定、公害防止協定ですね、結ぶに至ったと、そのような流れだと思っております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

答弁は要りませんが、私はですね、国の補助金がつぎ込んでいるし、我が町の水道水源、命の水に関わるわけですから、これ当然全てオープンにしてですね、開けたらもっ

と違った展開になったと思いますよ。

次にまいります。

それから、公害防止協定は、公害が発生した時の補償等が、明記されていないわけですが、公害防止協定そのものは、これは非常に抜け道があるんじゃないですか。と思うんですけれども、いかがでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、今までなかった、町が関わってですね、いけるということなんで、これ公害防止協定があるから、直ぐ事業をストップとか、そういう問題ではございませんので、もしそういった異常とか、そういったものがあれば、勿論、住民の方も、業者にも町にも言ってきますんで、そういう指導を重ねながらですね、善のほう、良いほうへ、良いほうへ、導いていくための防止協定でございますので、もし何かあれば改善を促す、そういうことをやりながら行っておきますんで、議員のご指摘の欠点とか、そういうものは、どういうところをお指しになるのか、わからないんですが、そういうものも補完しながら、やっていかなければいけないと思っております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私の考えを述べますね。公害防止協定は、公害が発生した時の補償、企業が倒産したり、万が一ですね、地震、大水害等で施設が再生できない時の事が明記されていない。それで、違反した場合の罰則も明記されていない。これが私のすべきだと、これが私の考えです。

それから、紀北町の大きな魅力は、資源、景観、そして、海・山・川の自然環境と景観であるわけです。6棟の建物、約5,000㎡ですか、のボリュームは自然環境に与える影響を、私はまったく検討していないのではないかというふうに感じます。

そして、紀北町の大きな魅力、資源、山・海・川の幸はですね、三戸川に関しては、銚子川に匹敵するような、素晴らしい環境を持っていますし、また、ここを、環境保全を徹底すべきだというのが、私の考えです。

次の質問にまいります。

将来を担う子どもたちの未来について、町長は公約で、子どもの声が聞こえる町と言っ

ていますが、子どもの安全・安心について、町長のお考え方をお伺いしたいと思います。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご質問の子どもの安全・安心といたしましては、これは、もう基本的に、議員と考え方は一緒でございますので、いろいろなことですね、やっていかなければいけないと。学校教育においてもですね、そういったことは、警察等を招いた交通安全教育とかですね、スクールガードの皆さんに見守っていただいたり、勿論、行政も、クマ情報があつたら伝えたり、パトロールをしたりですね、そういった意味では、学校等の登下校についてはですね、しっかりと見守っていかなければいけないと思っております。

以上です。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

平成27年6月の一般質問ですね、汐見から小浦への道の途中が暗いというふうに、私は指摘させていただきました。

ここは平成25年度に、学校から教育委員会へ、暗いから電灯をとという要望が出ているということも、その時、申し上げました。

それで、何をしているんですかということも申し上げました。

しかしながら、当時の課長もですね、訳のわからん、私には理解のできない、答弁でした。その後、平成27年5月、現教育長から立派な答弁、総論の答弁がありました。しかしながら、それは音をたてなかった。

放置しているの、再度、課長と課長クラスに、現地を夜歩いていただきましたけども、これもまた、なしのつぶてです。

私はですね、子どもをですね、誠心誠意、育てているご両親及び保護者にとってですね、その気持ちがわからないようなですね、事では、私は困ると思うんですよ。まったくその課長とか、支所長と話をしてもですね、かみ合いません、これは。

私たちが、こんなことを言わなくてもいいようにですね、こういうことをきちっと受け止める、私は教育委員会にしてほしいし、そうでなければ、私は総入れ替えすべきだと思うんです。

この質問はこれで終わります。

答弁は要らないです。私の思いを述べたわけです。

次に、上里地区の汚染土壌問題、平成11年の産業廃棄物及び建設残土問題を質す。

平成28年12月定例会で、前訴訟を引き合いに出して、立ち位置の違いから、損害賠償と裁判費用を加えれば、億を超えるお金を支払わなければならないと、町長が言いました。

これにつきましてはですね、12月に質問をして、3月には再び質問をしているんですけども、12月と3月の町長の答弁が違うんですよ。

それで、12月の答弁は、今言った、私が言った、立ち位置の違いについてというふうに、はっきりと立ち位置の違いから、損害賠償と裁判費用を加えれば、億を超えるお金を支払わなければならないというふうに、議事録で確認をしておりますので、この町長のお考えがね、その後の、そのソイルテックジャパンのですね、土壌問題に大きく影響しているんじゃないかというふうに、私は思うもんですから、再度、質問させていただいたわけです。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

立ち位置の違いと書かれています。立ち位置を、私は、私もお質問いただいたんで、12月の議事録、3月の議事録とらさせていただきました。立ち位置を間違えると、ということでございますので、その立ち位置、自分の行う行動や、発言がですね、その位置を、そのことを間違えると、大きな問題になるというような表現をさせていただいたんで、もし、議員にですね、伝わり方がおかしいんだったら、私の発言がきっちりの得ていなかったのかとも思いますが、私自身は、その発言や態度、そういったものをですね、しっかりと間違えないようにしなければいけないということだったんで、もし言葉足らずだったら、その点はお詫び申し上げます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

この町長のおっしゃるですね、立ち位置について、是非、町長のご見解をお聞きしたいんです。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういったですね、今回の場合、特に水道水源保護審議会にかけるということになりましたね。それで、その以前も、その対象事業とするかどうかということも、問題になりました。そういったことで、まず1回目に、対象事業とするか。それで、2回目が、規制対象事業場とするかという、2つの水道水源保護審議会が開かれたわけでございます。

そういう中で、諮問する立場の人間として、やはり公平・公正な審議をしていただかなければいけないということで、発言や態度を慎重にさせていただいた。そういうことでございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

次にですね、町長は訴訟について、十分勉強しているとおっしゃいました。で、私はそうは思っていないですよ。前の議会でも、部分的にそのように申し上げましたけども、あんまりいかなものかという質問ですけども、小沢一郎氏が裁判で、起用した人が、行政のトップは阿部泰隆氏です。それで、阿部泰隆氏に意見書を、100万円で意見書を求めているわけです。この意見書は、やっぱり、私は、素晴らしい意見だったんですよ。

それを、町長が読んでいないと困るなと思って、これは町長に差し上げました。ご存知だと思います。だから、勉強しているということについては、私は町長は、この意見書を読んでなかったわけですから、十分勉強しているというふうにはあたらないというふうに、私は思っていたもんですから、この質問となりました。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと、その時の趣旨をですね、私、読み違えていたかわかりません。私は、裁判そのものについて、一応3つの裁判やってきました。今、議員がおっしゃるのは、意見書を読み込んで、どうやったかという話で、よろしいんですか。

11番 奥村武生議員

意見書を読んでいなかったということが、十分勉強しているということにはないということ。

尾上壽一町長

そういう意味ではなしに、私が答えた時の、流れですね、以前に戻ります。その中では、3つの裁判をさせていただいたと。だから、裁判にとって、何が大事なのかというものを、勉強させていただいたという意味でございます。

そして、その何が大事なのかといっても、それぞれ3つが3つとも、論点もですね、いろいろ違います。それから、角度も違います。そういった意味で、いろいろな角度から、裁判というのは起こせるし、起きてしまうし、それに対応しなければいけない。そういったことの、裁判全般のことは、十分勉強させていただいているので、そういったことを踏まえた上で、今回の問題に対応させていただいている。そのように答えたつもりなんですが、おそらくその時に答え方に、言葉足らずがあったのではないかと思います。

玉津充議長

手を挙げてください。

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

今回のその問題が、わが町にとって、通告されたのは、平成28年3月11日です。以来、かなりの水道課に対してですね、私の見解からいえば、人権侵害があったのではないかと
いうふうに捉えたわけですが、町長はそのことをご存知でしたか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

人権侵害というのは、どこに対して、誰に対してかということなんですが、おそらく以前に、奥村議員だったですか、圧力を感じたかとかいう質問をされたのは。それでよろしいんですか。奥村議員で。そういう意味合いのことをおっしゃっているわけですか。

議長すいません。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点についてはですね、あの時の水道、もう退職されたんですが、水道課長もですね、そういったことまで、思っていなかったという答弁が、この議場において、なされたように記憶しております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

例えばですね、3月11日にですね、元議員のところへ、水道課長及び水道課長補佐を呼びつけてですね、一方的にその今回の事案については、水道水源保護審議会、水源保護違反ではないと。それで、ソイルテックジャパンの幹部が同席してですね、彼もうなずいたと。それで、5月の終わりに、2回ばか、あったわけですけども、その中で、そのこと1つとってもですね、自宅へ呼びつけるということ自体、これだって常識では考えられないようなことなんですよ。

それで、私は、やもしれないというふうに、言葉を使わせていただきますけども、いろいろな情報から入ってきまして、これは嘘か本当かわかりませんが、テープをとっていたわけじゃないですもんでね、聞かせていただいたわけじゃないですけど、かなりの部分で、人権侵害というよりは、むしろ町長のおっしゃられた圧力ですね、圧力が、私はあって、相当プレッシャーを感じたんじゃないかというふうに、私は思っているわけです。

玉津充議長

奥村議員、先ほど、何の違反って、言われたんですか。水道水源何とか違反と言ってましたけど、そのところ。

11番 奥村武生議員

条例に違反しないと。

玉津充議長

水道水源保護条例ですか。

11番 奥村武生議員

そうですね。

玉津充議長

正しく。

11番 奥村武生議員

水道水源保護条例です。

玉津充議長

続けてください。

11番 奥村武生議員

今、その時のその課長から提出された文書を持っておりませんので、ちょっとやや違っ

てくるかもわかりませんが、そういう意味のことでした。

それから、町長が3月11日に、このことを、3月、水道課へ来て、3月11日が金曜日、それで、その翌週には、もう町長に伝えたと、理事者に伝えたとやっているんですよ。以来、町長は、これを受けてですね、私どもが知る、12月14日の、12月の定例議会までに、どのようなことを、どのような対応されていたんでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、私の聞いた話です。水道課長の話なんですけど、今、議員おっしゃった違反しないということではなしに、対象事業所ではないということを知られたと、私は伺っております。

ですから、その時点では、対象事業所ではございませんでした。条例にもございませんので、ですから、そういった意味では、水道課長は、対象事業所ではないと答えたと思います。その当時ね、私は同席していたわけじゃないんで、わかりませんが、それは事実のことではないかなと思います。

それと、12月の私どもは4日がスタートと、よく話しましたね、以前も。住民説明会の話ですね。それまで、我々としたら、県のほうに、県の許認可でして、業者も県に相談に行っていたものですから、地元説明なくして、こういうものを進めてもろたら困るよと。そういうことで、県のほうからもお話をさせていただきましたし、もう少し経ってからは、町からも地元へ説明してくださいというお話もさせていただきました。

だから、地元説明、例えばですね、対象事業ございますよね。対象事業となったら、地元への説明、町への説明が必要なんですよね。対象事業じゃなかった、それをどういう業者のことですから、考え方はわかりませんが、地元説明をしてこなかった。我々としては、こんな重要な問題、案件をですね、地元説明なしに進めることは、おかしいよということを、県を通じて、県に申し上げて、それで、県は地元説明をするよということを、ずいぶん早い時期に、業者に指導したとお聞きしております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

この地元説明については、県がですね、指導義務はないけども、道義的にそのように促

したと言っているわけですよ。行政も、そういう指導ではないと、言い切っとるわけですよ、12月4日にね。私はこの問題についてはですね、既に3月11日の大雑把な、いわゆるこれは行政が進めるよというふうに、3月11日に言っておるわけですよ。

それで、5月23日、5月31日ですか、そこでいろんなやり取りが水道課とある。当然、私はそれを受けてですね、私はただちに水道水源保護審議会を開くべきだったと思います。そうすれば、全てが地元説明もなされたし、全てがきちっと、うまくいったと思います。

相手側が訴訟を起こすとするならばですね、そこを私は、突かれると思います。

それから、次に、残土条例について、お伺いいたします。

残土条例、残土について、建設残土について、お伺いします。建設残土の受け止め方について、町長のお考え方には、先般の質問、答弁では、若干、問題があるのではないかと思いますけども、再度、建設残土についてのお考えをお聞きしたいと思います。の持ち込みについての。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設残土、以前のところで疑問を、ちょっとご指摘いただかなかったんで、ちょっとわからないんですが、基本的には、尾鷲港や長島港で、荷揚げされている建設残土のお話だと思っております。

そういう中で、野積み場というんですか、あそこはですね、建設事務所に使用の申請を出して、許可して揚げているところでございます。それで、我々はですね、この問題、ソイルの、ごめんなさい。個人名、今の、訂正、削除をお願いします。

汚染土壌処理業者のですね、お話が出てまいりました。それで、片や皆さんが心配している、以前からの建設残土の問題がございます。だから、これら住民の方から見ると、同じ土の問題なんで、いろいろとごっちゃになろうかと思えます。

そういうことで、我々として、ともかく今、揚げられている建設残土についてはですね、しっかりした管理されたものであるか、今、積み方がしっかりとしているものであるか。そういったものをですね、県に再三、再度、お話をさせていただいてきましたし、以前もお話したように、副知事にもお会いして、そのところをですね、しっかりやっていただきたいと。

それで、請願として出されたわけですから、県議会へも、残土条例をつくってくれとい

うことで、そういうことも踏まえた上での、県の対応を、よろしくお願ひしますというお話をしてまいりましたんで、私もおそらく議員と同じ考えだと思います。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

私はですね、町長も真摯にお答えいただいたので、私も、そのように質問はしたいと思ひますけども、先般、畑先生がお見えになった時にですね、次のように新聞に載っているわけですよ。

大津市の建設業者が、農地の嵩上げを理由に、建設残土を大量に持ち込んだが、残土には汚染土壌が混じり、シアンやヒ素、フッ素、ホウ素などの基準値を超えていた。市が、シアン汚染土壌の封じ込め処理を、業者にさせたが、その後も土壌に含まれる、鉛が基準値を超えていた事例を紹介されたわけです。

こういう点から見るとね、これ持ち込むなということとは言えんわけですよ、法令上ね、これは。言えないことは事実です。しかしながら、条例をつくってですね、県なり、町も条例をつくってですね、それでいろんなことを組み込めばですね、これはその汚染土壌に含まれるようなですね、不純物が入ってないかということ、チェックできるんですよ。

だから、私は、三重県にあっても、当町にあってもですね、これは妨げるものではないけども、法令上。そういう中身のチェックできる機能をもった、私は条例をつくるべきだと思うんです。

いかがですかね。町長は真摯にお答えになったので、私も真摯にお話を、質問させていただいたんですけども。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のおっしゃる意味は、よくわかります。条例でできないかということなんですが、なかなか今、言われたように上位法令がある中でですね、難しいということがあります。それで、一言ですね、そういう野積み場とか、そういったものを管理監督する三重県ので、すね、請願が出たわけなんですよ。

それに対して、県が、その請願のために、どういうことをと答えている文章がありますんで、少し最後のほうだけ、読まさせてもらいます。今、それはね、なんでかという、

今、言われた不法な投棄もございますんで、そういうことも踏まえての答弁だと思います。

残土の処理の実態を、引き続き把握するため、残土処理場の場所等の調査を継続し、必要に応じて現地を確認を行っていくこととしています。これは結びだけなんですけども、県もやはりそういう認識がありますんで、そういうことについては、もし異常な動き、異変があったらですね、そういうものを調査しながら、やっていくということでございます。ですから、県のほうの、結局、野積み場とか、そういうものがありますんで、そういうところを使用させることがありますんで、そういうものは、やり易いというか、やる県ができるということなんですけど、ただ法令、今ね、議員がおっしゃったように、できないと、しなくていいよという部分もございますんで、過度の縛りは、どこまでできるかというのが、ここの、三重県のちょっと答弁の中に現れているんじゃないかなと思います。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町で水質検査等を、水質は簡単ですけども、中身まで踏み込んでですね、土壌の検査をするということは、莫大な費用がかかるわけですので、無理な面がありますけども、まずは県でですね、この条例をつくって、それで、徹底した検査ができるわけですから、条例をつくれれば、持ち込むなということではできなくてもですね、こういうのは駄目だよと、汚染土壌は駄目ですよということを言えばいいわけですよ、盛り込んでいけばいいんですよ。

だから、県にあっても、つくるべきだということを、言っていただきたいし、町でも、私はつくるべきだと、こんだけ問題になっておるわけですから、そう思います。いかがですか。つくるべきだと思ふことについて。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県のほうにはですね、こういったものの、安全であるか、どうか。景観上どうか。こういったものについてはですね、引き続き、我々としても言い続けていきたいなと思います。ただ、今、町はですね、水道水源保護審議会の環境全般に対するという付帯事項もございました。そういったものを踏まえて、法との整合性をとりながら、どういったことができるのか、今、検討をしているところでございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

そういうのはあるけども、今は、もう条例をつくることは、できないと。上位法令の関係があって。それで県にも、いろいろなことを、今後と言ってますけども、条例をつくれということは、言わないということで、理解してよろしいわけですね、言えないという形で。私のいうのは、条例をつくりなさいということを、県に言ってくださいということと、当町についても、条例をつくりなさいということの回答を求めているわけなんです。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はこの請願を例にとりまして、県にこういった条例はつくれないんですかと。我々小さな町が、個々につくる問題ではないと。極端に言えば、尾鷲市でも同じような状況です。他の町もそうです。そういった中で、個々でやるのではなしに、やはり三重県としての考え方が大事だと。うちの町だけならいいです、この問題はね。地域として、尾鷲市があり、だからその中で、法の中で、移動可能な残土が運ばれている。そういうことなんで、だから、そういった三重県全般に関わることでございますので、やっぱり県にはもう少し対応を考えていただきたいという話を言ってまいりました。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

ちょっとよく理解、私の能力不足で、理解できなかったんですけど、県のほうへ、条例をつくれ、つくるべきやということは、言っているわけですね、そうすると。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうお話はさせていただきました。それと、先ほど、もう1つ言ったのは、いろいろな各地で起きておりますんで、1つの町だけで、そういう条例がつくりにくいというのも事実でございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

最後にですね、私はつくりにくいけども、やっぱり住民のその期待に応じてですね、応えるのが地方自治体の責務ですから、やっぱり私はつくる準備は、私はすべきだと思います。それが私の考えです。

次に、以外に早く進んじゃったもんで。理論的津波高について、町長の南海プレート破壊について、理論的津波高について、町長の考えを求めるものであります。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

理論的な津波高ということでございますが、平成26年3月、過去に発生した記録は残っていないものの、理論上起こりうる最大クラスの地震による津波、これの被害想定調査結果が、三重県より公表されまして、我々としましては、津波ハザードマップを作成して、平成28年5月全戸配布をしたところでございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

町長、申し上げますけども、県から出ている資料とかいうのはですね、これは何回も文書で、県のほうに確認を、先般いたしておりますけども、あくまでも目安だということで、逃げているわけです。目安なんですよ。

それから、もう1つは、コンピューターに入れるらしんですよ、データを。データの入れ方によって、全然違ってくるんですよ。これは、そのデータを作成する時に、名古屋大学の先生がですね、もう非常に難しいですよというふうにおっしゃられて、データを入れるわけですからというふうに、ご指摘いただいたことがあるんです。説明は私どもにはできないです、これはね。

逆にいえばデータの入れ方によって、全然、津波高も違ってくるということなんです。今の段階では、長島港、だいたい沖100mに、8mをやや超える津波というふうに言われておりますけども、町長、萩原台の橋は、4.1mなんです。萩原台、萩原の山へ行く橋はですね、時間的な緊迫した状況にありますので、こんな別の何らかの方法を、町の方は、危惧している人もあるんですよ。

だから、その人の要請に基づいて、私は質問をいたしました。これはもう橋を逃げて逃

げてですね、それは3年生、4年生、5年生、6年生は逃げれるかもわかりませんが、1、2年生というのは、非常に難しいと思うんですよね。どんどん遅れていくと。そうすると後ろから来る津波に、飲み込まれる危険性も多々あると。

それから、生徒が全部逃げたかなと思って、教師が見回らなければならない。これは確実に教師が、一番後でいくわけですから、これもまた、教師の命という問題が出てくるわけですよ。その辺を私は非常に心配してるんですけども、町長のお考えはいかがですか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。

これはですね、萩原橋のみならず各小学校、各地区、全て浸水深が、4mから8mございますんで、それを、橋を、これだけに、高さを8m、10mにするといっても、今、議員おっしゃったように、データの入れ方次第なんで、もうこれはですね、より早く、より高くしかないんです。

ですから、その中で、一生懸命、常日頃の訓練をやりながら、そういうことを少しでも危険率を減らしていく、これが一番大事なことだと、私は思っております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

その危険率をなくしていくんじゃなしにですね、私は、某町長もおっしゃったように、1人の被害者も出さないという、強い決意とですね、強い研鑽を、私はすべきだと、私は思うんですよ。

本当は、長島、ここの庁舎の第2校舎を残しておけば、こういうことにならなかったとは思いますが、今の段階で、やっぱり東小の校舎からですね、校舎の横から向こうの山へ、橋脚をかけてほしいという人もいます。そのことをお伝えしておきます。

でないと、やっぱり防げないと思いますよ。

それから、次の質問にまいりますけども、避難の途中で、橋脚の落橋が懸念されるわけです。それで長浜の真ん中をですね、川が割って流れているわけです。ここはその橋脚を渡って、高台に逃げるということになっているわけです。この橋脚はですね、極めて重要な位置づけを持つというふうに、私は思っています。

さらに、懸念することは、津波の遡上にですね、浮き上がる危険性もあるんですよ、この橋は。その点でも、落橋防止とですね、長寿命化を、でき得る限り早期に行われたいたいというふうに思っているんですけども、これは建設課長に答弁を求めます。

玉津充議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

議員おっしゃられている橋につきましては、長浜橋だと思います。長浜橋につきましては、避難場所に連絡する橋梁ということで、防災上、重要と位置づけられている橋梁という扱いになっております。

そして、構造上、耐震化が必要な構造となっておりますので、長寿命化修繕計画、通常の修繕と合わせまして、耐震化、落橋防止を行う予定で、現在、計画しております。

以上です。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

早期によろしくお願ひしたい。

それから、前にですね、一般質問において、山の崩落があるので、その地質調査とか、あるいは、倒壊があつて、避難の道が塞がれるので、そこの道ぐらひは、家ぐらひは、町で負担して、耐震とかいうようなことを言いました。通りませんでしたけども、町として、さらに一層のですね、耐震補助を出して、それで倒壊、できる限り倒壊を防止すべきだというふうに思うんですけども、その一層の負担というのは、難しいでしょうか。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前ご指摘あつたのはね、職員も努力していただきましてですね、持ち主等、町外にいらしたんですが、調整していただいて、持ち主の方のご理解、ご協力いただいてですね、取り壊ししていただいたように思っております。

また、そういった家屋もですね、多々あろうかと思ひます。そういったところはですね、そういった今後のですね、空き家等の対策等もごさいますので、そういったものには、積極的に取り組んでいきたいなと思ひているところでござひます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

耐震をしてしまうと、住民の皆さんはね、地区住民、耐震をしてもらうと、恐ろしくてですね、という話も伝わってくるわけですよ。そやで、耐震をできる、耐震をやろうよと、住民の皆さんが、もうやっ払いこうよと、これから私たちの命を救うことになるんですよ。そこを避難してくる住民の皆さんも救うことになるんですよというためにもですね、耐震を一層推進するためにも、耐震補強の費用を、補助金をですね、もっとやっ払い出してはどうかというのが、私の考えなんです。その答弁を求めるわけです。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、町も別個の、別個という言葉が悪いですね、違う角度で、町独自で、単独の補助も出しております。これをですね、どんどんあげていくというのはですね、大変難しい話ではないかなと思っております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

因みにですね、2011年3月11日の東北の大震災にかかる、そのプレート破壊ですけども、この時が、15mの津波が来とるんですよ。そして、そのなぜ15mになったかということが、やっと去年の10月に解明されているんですよ。この辺について、ご存知ですか。

そして、この方はですね、やっぱり新しい知見を、奥村君、どんどん組み入れてくださいいねという、どんどん研究も進んでいるし、検証、研鑽も進んでいるので、絶えず新しい知識を入れないと駄目ですよということも、言われています。

町長、その辺、ご存知ですか。副町長でも結構です。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ね、おっしゃったことは、一番最初の頃に言われたことだと思います。データを入れることによって、数値というのは、どんだけでも変わります。ですから、これその先生が

おっしゃったのが、その要因がどうのこうの、こういうことで解明されたということは、あろうかと思う。10mが11m、15mになってもですね、やはり、より早く、より高くしか、もう守るすべはないと思います。全て3.11の時もそうだったのですが、県も国もハードで、全てを守ることができないというお話がありますので、私としても、その意識啓発を、しっかりやるのが、この津波対策への大変重要なポイントだと思っております。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

ハードで守る方法は、じっくりと入江議員と研鑽をしておりますので、次回の質問で、追求させていただきます。

それからですね、私のいった言葉は、十分町長にご理解されてないんですよ。いわゆるその2011年の3月11日からどんどん研究が進んでですね、それで、なぜ15mの津波が来たかと、当時はいろんな説があったんです。

スポット、いわゆる小さい場所の断層であるとか、あるいは波に波が重なったものではないかとか。やっとその解明が、ほぼなされたということ、町長はご存知でしたかということ、私、言っているんで、データの問題でないわけです、はじめの。その辺について。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろな説があって、いろいろと解明されてきているということは、おっしゃるとおりだと思います、きっと。それは、学者の方が研究していただくことだと思っております。我々行政を預かる者としては、いかに住民の命を守るかという観点でございますので、極端に言えば、30cm以上の津波がきたら、逃げられないわけなんです。

だから、1mであろうが、15mであろうが、より早く、より高く、逃げていただく意識を、しっかりと熟成していく。これが我々の仕事だと思っております。学者の皆さんが、そういういろいろな見地を出していただくのは、それはそれで結構です。我々はそれまでに逃げていただくということ、いかに住民の方に知っていただいて、1人でも多くの命を救うか、ここらが違いますので、学者さんの今、進んでいる研究については、存じてない部分が多々ございます。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

中央防災会も全て学者なんですよ。中央防災会のメンバーはね。

それで、あの早く逃げれたとしてもですね、津波が高ければですね、2011年3月11日、東北の綾里というところですか、痕跡高が38mというところもあるんですよ。だから、津波が高ければですね、逃げることはできても、さらにかなり上へいかないと、逃げれることはない、逃げれることは難しくなるわけです。その辺でも、やっぱり学者を蔑視せずにですね、やるべきだと、私は思います。

それから、先ほどの長浜の真ん中を割って流れる川のことを申し上げましたけども、その、そこに今まで、車が3台落下しとる経緯があるんですよ。そして、手すりがないと、十分な手すりがない。それで、前から、今後、思ったんですけども、もう津波が来た時は、大混乱に陥るわけですから、その児童公園にですね、私は蓄電式の照明灯を、私は、是非、要するというふうに考えますので、これはご検討を是非お願いしたいということをもって、私の一般質問を終わりたいと思います。

玉津充議長

回答よろしいか。答弁よろしいか。

11番 奥村武生議員

答弁お願いします、そうしたら。

玉津充議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど手すりっていうんですか、ガードの問題とかですね、蓄電式のことにつきまして、それぞれの自主防災会とか、自治会がございますので、そういう人たちの要望の整理をしながらですね、できるところから、取り組んでいきたいと思います。

玉津充議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

自主防災会は、あくまでも自主防災会なんですよね。

いやあ、責任とれるんですか、そうしたら。私は、蓄電式を立てよと、あなたに言った。

そうしたら自主防災会が、そういう必要ないといった。そうしたら、誰が責任とるんですか。これは地方公共団体の責任ですよ。上からですね、能力を使って、あらゆる手段を講じ、それについて、自主防災会も巻き込んで、討論すべきことなんですよ。

以上です。

玉津充議長

答弁よろしいか。

11番 奥村武生議員

要らないです。

玉津充議長

これで、奥村武生君の質問を終わります。

なお、中津畑正量君、原隆伸君の質問については、14日の本会議の日程とします。

玉津充議長

本日はこれで散会します。

(午後 3時 04分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29年 9月 5日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 家崎仁行